

産業建設常任委員会会議録

1 本委員会の開催日時は次のとおりである。

令和7年12月22日（月）午前10時01分

2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	藤田 直仁 君	副委員長	松下 太葵 君
委員	大坪 元気 君	委員	香山 二郎 君
委員	山口 仁美 君	委員	鈴木 てるみ 君
委員	仮屋 国治 君	委員	宮内 博 君

3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

4 委員外議員の出席は次のとおりである。

なし

5 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

上下水道部長	秋窪 達郎 君	上下水道総務課長	川畑 信司 君
水道工務課長	養田 健 君	上下水道総務課主幹	蔵原 寛久 君
上下水道総務課主幹	桐原 隆志 君	水道工務課主幹	深水 孝志 君
水道工務課主幹	岩元 陽一 君	上下水道総務課政策G主任主事	佐々木 宏大 君
農林水産部長	寶徳 太 君	林務水産課長	今吉 秀志 君
耕地課長	鶴園 裕之 君	耕地課課長補佐	永山 正姿郎 君
農政畜産課主幹	唐鎌 賢一郎 君	耕地課主幹	笠井 剛 君
溝辺総合支所副総合支所長	馬場 光幸 君	溝辺総合支所市民生活課主幹	濱川 吉博 君
溝辺総合支所市民生活課産業振興G主査	水迫 時巳 君		
横川総合支所副総合支所長	有村 昭司 君	横川総合支所市民生活課主幹	住吉 義輝 君
商工観光部長	立野 博 君	商工振興課長	肥後 克典 君
商工観光施設課長	徳田 章 君	商工振興課主幹	川野 洋也 君
商工観光施設課主幹	松崎 義美 君	商工観光施設課施設管理GSL	原田 仁志 君
商工観光施設課施設管理G主事補	高木 隼人 君		
障害福祉課長	富吉 有香 君	障害福祉課主幹	高 秀和 君
建設部長	三島 由起博 君	建設政策課長	丸山 省吾 君
建設施設管理課長	安田 善郎 君	土木課長	笛田 純一 君
建設政策課主幹	中村 光秀 君	建設施設管理課主幹	落水田 剛 君
土木課スマートインター対策室室長	叶 和美 君	建設政策課政策G主任技師	戸越 誠也 君
陳述人	平田 優 君	陳述人	佐藤 承代 君

陳述人 木戸 義郎 君

6 本委員会の書記は次のとおりである。

書 記 水迫 由貴 君

7 本委員会の付託案件は次のとおりである。

議案第97号 指定管理者の指定について（隼人駅前公園ほか37公園）

議案第99号 指定管理者の指定について（霧島市浜之市ふれあいセンター）

議案第100号 指定管理者の指定について（霧島市溝辺竹子集会センター）

議案第101号 指定管理者の指定について（横川床波活性化センター）

議案第102号 指定管理者の指定について（横川紫尾田活性化センター）

議案第103号 指定管理者の指定について（横川正牟田活性化センター）

議案第104号 指定管理者の指定について（横川上小脇活性化センター）

議案第105号 指定管理者の指定について（霧島市横川山ヶ野ふれあい交流館）

議案第108号 指定管理者の指定について（霧島市神話の里公園）

議案第109号 指定管理者の指定について（霧島市ウェルビーイングセンターほか1施設）

議案第116号 土地の取得について

議案第117号 字の区域の変更について

陳情第11号 「重点支援地方交付金」を活用した水道料金値上げ計画の中止と料金減免に関する陳情

8 本委員会の概要は次のとおりである。

「開 議 午前10時01分」

○委員長（藤田直仁君）

ただいまから産業建設常任委員会を開会します。本日は、去る12月16日の本会議で本委員会に付託になりました議案12件、陳情1件の審査を行いたいと思います。ここで、委員の皆様にお諮りします。本日の会議はお手元に配付しました次第書に基づき、進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」という声あり]

それでは、そのようにさせていただきます。ここで暫く休憩します。

「休 憩 午前10時01分」

「再 開 午後 1時00分」

△ 陳情第11号 「重点支援地方交付金」を活用した水道料金値上げ計画の中止と料金減免に関する陳情について

○委員長（藤田直仁君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に陳情第11号「重点支援地方交付金」を活用した水道料金値上げ計画の中止と料金減免に関する陳情に関する陳情を審査いたします。本日は、陳情者である平田優様・佐藤承代様・木戸義郎様が出席をされております。陳情者の方に議事の順序を申し上げます。まず陳情者の方から、陳情内容・趣旨・経緯などについて、簡潔にご説明いただきます。その後、委員からの質疑に、一問一答でお答えいただきます。ご発言の際は、挙手をして、委員長の許可を得てから、起立してご発言ください。マイクは、青いボタンを押すとスイッチが入ります。また、陳情者は委員に対して質疑をすることができないこととなっておりますのであらかじめご了承ください。それでは陳情者の方から陳情内容の説明をお願いいたします。

○陳述人（平田 優君）

私どもの陳情にお時間とっていただきましてありがとうございます。ちょっと私はですね、脊柱緩衝狭窄症というちょっと立っているのがつらい。申し訳ない。今回水道料金の値上げのですね、計画の中止と減免に関する陳情ということで、最初に陳情書を読み上げて御紹介します。それに補足をさせてください。貴職ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。日頃は市民生活の安定と向上のため多大な御尽力頂き心より感謝申し上げます。このたび私たちは先の議会で不採択となった陳情内容を改めて見直し、政府の新たな経済対策という重要な変化を踏まえ、市民の生活基盤である水道料金に関する新たな陳情を行うものです。前回の議会でですね、中止をお願いしますというですね、26年度からの中止をお願いしますという陳情をお願いしましたけれども、これは残念ながら不採択になったんですけれども。今回はそれに進んだまた情勢の変化ありますので、それにあった陳情を行ったという趣旨です。市民生活の窮状と国の新たな支援策、物価高騰の継続、市民は依然として度重なる物価高騰に直面し家計は極めて厳しい状況が続いています。先の陳情でも指摘したとおり、生活に不可欠な公共サービスの負担増は、市民の生活をさらに圧迫します。政府の経済対策の決定、政府は令和7年11月21日に物価対策に関する総合経済対策を閣議決定し、既に先の国会でですね、国会でも決まっておりますけれども、決定いたしました。この対策には地方自治体が物価高騰の影響を受けた市民、事業者を支援するために重点支援地方交付金約2兆円が盛り込まれています。これは国が地方自治体に対し、水道料金の引下げを物価高対策として実施することを強く促していることを意味します。物価高はですねもう既にもう耳にたこになるぐらいですね。やっぱり円安が進めば進むほどですね物価というのはどうしても高くなる関係あります。そういう関係の中で、どんどんと値上げして政府もこのような対策をせざるを得ないぐらいの状況にはなっていると。もう既に10月の1日からですね、皆さん聴きおよびかと思えますけど、キューピーマヨネーズが10円あげるとかですね、いろんな話が、これからもどんどん値上げがされていきます。私はずっと長く生協でコープのほうで仕事してまいりましたので、隣の佐藤さん、そのの理事さんですけどね、お店買い物しますよね。1回当たりの買上げ点数というんですけれども、何点か買えます

よね。お豆腐買ったりとかお野菜買ったりとか、点数、10点とか11点とかなんですけど、そういうふうに点単価というのは、いわゆるその商品のそれぞれの単価は点数と単価を掛けて1人当たりの量、だから決まるんですけど。単価がですね、今、去年と今年と同時比較でも5%から7%ぐらい上がっています。だから政府の物価政策、物価統計なんかでは2%とか3%とかいう数字が出ますけれども、多分5%とか7%のほうが多分じっかに近いと思います。日常生活、買うものはですね、もうそのぐらい値上がりしてるということです。当然生鮮食料品を含みますから、お野菜が高い時とかお肉が高いとか、取る時期によっていろいろあるんですけど、そのぐらいですね今の物価高騰、3年とってみても10%から11%とかっていう単価が上がってますので、やっぱりこの間かつてないぐらいの物価高騰の中にいると。政府の経済政策との関係で、いやそれを賃金の上昇とかね、いうことでカバーしましょうというようなことなんですけど、賃金の上昇ではカバーできないし、下々の者さんがいますよね。やっぱり年金暮らしであるとか、そういう自営業、農業含めた、本県本市の構成人員、市民構成からいくと非常に多く占めてる人たちのところはやっぱり非常に生活が厳しい。厳しいという認識をやはりしていただければなというふうに思っています。そういう中で2兆円というような規模の交付金決まったということになっておりまして、前回でも1,000億円ぐらいですかね。今度2兆円という規模です。2兆円という規模は市民、1億で、1億以上要るんですけど1億で割ったとしても2万円ですから、1人当たり2万円ぐらいの額になるわけですね。そういうふうなのが示されていて、このような重点支援地方交付金の追加というのが示されていて、こういうふうに事業推奨、推奨事業メニューというのが出されています。その中には物価高騰に伴う低所得者世帯、高齢者世帯支援というのがあって、電気、ガス、LPガスを含む灯油はじめエネルギー、水道料金等の物価高騰に対するによる負担を軽減するための支援、いうふうに明記されているわけですね。ですから水道事業もですね、いわゆるあれがおつきいから、生活にかかるウェイトが大きいから、こういう形で、特に水道の場合地方公共団体、自治体が、いわゆる運営しているというのが多いですからその分の負担軽減をですね、図りなさい、図っても、図りなさいというのは国としても。図ってもいいですよというような、そういうのが推奨事業の中に入っておりますので、ちょっと前回とは違ってですね状況が開けていると私たちは認識していると。で、ぜひ、この示されている内容でですねお願いできないか。陳情理由。新交付金による値上げ中止と減免の実現。先に霧島市議会へ提出した陳情では、2026年度に予定されている24.6%もの水道料金値上げ計画の見直しを求めましたが、今回の重点支援地方交付金の活用によって積み上げ計画の中止または撤回と、さらには料金の減免を実施できる環境が整いました。市民の負担能力を考慮した即時的な対策の必要性、市民の生活は待たなしの状況です。料金値上げの延期や見直しといった将来的な議論ではなく、国が提供した交付金を活用した即時の料金引下げ、減免こそが現下の物価高騰に対する最も効果的な生活支援策となります。国の方針への積極的な連動。国が水道料金の減免を推奨事業としている中、市民生活の安定を第1に考える霧島市として、この財源を積極的に活用し2026年度の値上げを中止するだけでなく、物価高騰期間中の水道料金の減免を中止すべきです。実施すべ

きです。3 市民の理解と信頼回復。値上げ計画の市民の不満や不信感は依然として解消されていません。本交付金を活用して料金の減免を実施することは、市民の生活に寄り添い、国の方針と連動した具体的な経営努力を示すものであり、市への信頼回復につながります。私たちは将来にわたる安全な水の供給には、適切な投資が必要であることは理解しつつも、まずは市民の生活基盤を守ることを最優先すべきであると考えます。陳情事項。つきましては市民生活の安定と国の経済対策への積極的な対応を図るため以下を市議会として決議頂くよう、強くお願いいたします。政府の重点支援地方交付金を最大限に活用し 2026 年に計画されている水道料金の値上げ計画を直ちに中止、または撤回する。2 同交付金の推奨事業である水道料金の減免を速やかに実施し、物価高騰の影響を受ける市民の家計負担を積極的に軽減すること。3 上記の交付金活用策等水道事業の今後の経営努力、コスト削減、新たな収支確保等の進捗状況を市民に具体的に公表する。ご善処を何とぞよろしく申し上げます。ここに書いてあるとおりにんですけども、私はですね、この今度新しい議員の皆さんにはですねこの水道ビジョンですね。この学習会、この後多分事務方がきて御説明をされるというふうに思います。26 年度の値上げに関しては本当によく分かりません。納得できないというレベルじゃなくて分かりません。だって、事務方からでてきた、これはこれのシミュレーションですね。損益の計画、損益の計画ではですね 25 年度の予測はですね、3 億円の黒字に計上上はなっているんです。この中に、さっきね、国からもらってる補助金を年々でね、分けて、会計処理しなさいというのがあるというようなのが答弁されてたりしますけれども、そんなのを引いてもね 2 億は残る。そういう額で。20 億の収入の企業が 2 億円の計上、上げるというのが本市の水道事業の状況です。そういう中で 26%もの値上げを 26 年度に行おうとしている。したら結果としてどうなるかといったら、26 年度は、その分が丸々ですね、値上げ分の 5 億円が足されて 8 億円の経常利益が出ます。これ過去最高益です。こんな損益状況の中で何でね値上げをするのかっていうのの理屈が私はよく分からない。というのが第 1 です。ただ今回はそういうお願いをそういう次元で話をしようということじゃなくて、それはわきに置いといても、せつかく国がね、活用できる資金を、提供してるわけですから、それを活用して、何かそういう理由があるんだったらそっちのほうですね、穴埋めをして値上げ計画を中止すべきです。さらに、水道料金の値下げというのをですね、していただければと思います。水道料金は御存じのように全市民に関わりますよね。これに関わらない市民の方いないと思うんですよ。やっぱりこのことを下げるということはもうですし、ほかの市もいろいろ、既にね、昨年度からやられている市もありますよね。お隣でいうと曾於市とか湧水町とか、というのもやられていますけれども、そういうような中で今回されるわけで、周り近所がですね値下げをする中で、霧島だけ値上げをするのかという話には絶対ならないと思うんですよ。ですからぜひですね、議会の方も御議論頂いて、我々の陳情通すことで、市民の声を代弁いただければというふうに思っております。以上です。よろしくお願いいたします。

○委員長（藤田直仁君）

外に捕捉等ございませんか。よろしいですか。ただいま説明がありました。これより質疑に入り

ます。質疑はありませんか。

○委員（宮内 博君）

どうも今日はお疲れさまです。一応陳情者からコープ生協の具体的なですね、物価上昇の前年度比などで5%から7%ですね。物価が上がっているということはここで見てとることができるということでありましてけれど、やっぱり本陳情の最も主眼というのは本当に物価高騰で市民生活が苦しいというところだろうと思うんですね。そこに自治体としてどういうふうに手を差し伸べていくのかということなんだろうと思いますけれど、3人おいでになってますのでそれぞれ生活の中で感じていることなどをですね、御紹介いただければありがたいんですけど。

○陳述人（木戸義郎君）

年金者組合の活動をしてます木戸といいます。隼人町の真孝に住んでいます。よろしくお願ひします。今市民の生活状況の把握ということで宮内議員から話がありました。私たちは年金者組合として、もう年金を頼りに生活してるんですね。年金制度っていうのもこの間ですね改悪があって、物価高に追いつかない。年金額しかアップ、今年されてないんですね。そういった中で、物価はどんな上がってるかということですね、皆さん買物に行かれてるかどうか分からないですけど、昨日私サンキューというところに買物に行ったんですよ。私の仕事で、朝から、そしたらですね、しめじですね。しめじが以前は年2パック98円であったのが昨日2パックで198円なんです。物価高という、もう、何ていうか3、4年、4、5年前に比べたらもう倍以上、ものすごい値上がり卵についてもそうですよね。前は98円であったのが今250円ぐらいが相場です。こういった中で、皆さんはどういうふうな対策をされてるかという、サンキューというところが、卵98円で手に入れる方法があるんですね。これどういう方法かという、1,000円以上買ったら1パック98円になるんです。3年ぐらい前ですね、ただ単に1パック98円で買えたんです。そのときはどういう方かと思ったら。単身の方がみえてました。女性高齢者、私たち高齢者とか女性の高齢者の方ですね。ところが単身の方が1回の買物で1,000円以上するっていうのはね、年金生活者にとってもものすごい高いんですよ。とてもそう1回の買物で1,000円を使うということはね、必要ないというか買えないですよ、そんなに使うわけじゃないですからね、量、そうすると卵1パック買うにしてもものすごい、これに対して昨日何人の方が並ばれたかというという1パック、あのその安売りは80名先着、これに何時から並べるかって言ったら8時半、9時半開店なのに8時半から開店、何で8時半に開店するかという、今度はそれとは別にですね、段ボールに入ったタマネギとニンジンとキュウリというのがあります。今キュウリは2本で、1本100円ぐらいですよ。これが2本、1本28円で買える。タマネギも28円で買える。これただ2個、2個ずつですけどね。それを買うためには、先頭に並ばないと駄目。で先頭に並ぶ人は1時間半前です。私もそれ並んでるんですけどね。そういうふうなことで、もう少しでも、1円でも安いところ探して市民の方というのはやりくりをされています。鹿児島県っていうのはどのくらい生活レベル、経済レベルっていいですかね、それがどうなのかというこれ生活保護受給の状態で見ますと、鹿児島県はですね、全国の各県の

順位でですね、10位なんです。保護率、保護を受けている順位はですね。だから、これは、何が原因と、高いのやですね、離島を抱えているっていう問題があります。長崎県、私長崎県にも居たんですけれども、長崎県も離島を抱えてるんで保護率ってのは高くなるんですね。同時にあと経済力、そういう面で高くなってます。霧島のほうはですね、保護率ちょっとよく分からなかったんでインターネットにのってなかったんですけれども、皆さん議員さんになられてるのですね。まず、霧島市民の生活レベルが、水準というか、それが全国の中でどういうところにあるのか、そこの中で生活してるし、私たちがどういうふうな苦しいというか、1円でも2円でもね、下げてほしいという切実な願いを持ってる。水道料金にしてもさっきちょっと触れられましたけれども、鹿児島県の中でも、水道料金の原価よりも低い水道料金で、安くですね取っている県、市が宮内議員の民報を見せていただいたんですけども、19市のうち7市は原価を割って料金を設定する。そういう工夫をほかの市ではされてるんですね。さっき平田さんが言われたように、赤字財政でもなくて、黒字経営されているところで、いったい何を返していくのか。そこをよく考えてほしいですね。水っていうのは命を維持するための絶対必要なものですよね。お菓子とか、そういう嗜好品と全然違って生命維持のためのものなんですね。これに対してはね、極力市民の負担を少なくする。どんな人でも払える。どんなに困っている人でも払える水道料金にしていくっていう、そっちの方向に持っていくのが筋であって、ああいうにね、あの金額が安いから、このくらいだったらやりくりできるだろうからということで上げていくというようなものではないと思います。そういう市民の健康と命を守る、そういう観点で水道料金の値上げ、絶対しなければやっていけないのか。そこら辺をよく考え、検討していただいて善処していただきたいと思います。以上です。

○委員長（藤田直仁君）

はい、ありがとうございました。佐藤様。よろしいでしょうか。特にないってことですか。御意見が。平田様はどうですか。よろしいですか。ほかにありませんか。

○委員（仮屋国治君）

水道料金の見直しのところは置いておきまして、減免のところですね、水道料の減免。どの程度の減免を考えておられますか。

○陳述人（平田 勝君）

すいません座って申し訳ない。減免はですねそれぞれの議会で御判断いただければというふうに思いますけれども。多くは基本料金を無しにするとかですね、いうのが例えば湧水町であるとか、というのはされておられますよね。この間夏されました東京都なんかもそのような状況、多分一番計算しやすいんじゃないでしょうか。そういうのがありますので、今度の交付金自身をどんなふうに使ってっていうのはね、これは非常に大事な議会のテーマだと思うんですね。そういう中で、一体どのぐらいというのが出されて、そんな中で、このぐらいはっていうのをお示しいただければいいんじゃないかなというふうに思いますけれども。こんなにしてくださいっていうようなところは今のところ、ただ安ければ安いほどいいというのはね、これはもう事実ですので、ぜひお願いを

したいというふうに思います。

○委員（山口仁美君）

お疲れさまでございます。陳情事項についてちょっと聴かせていただきたいんですけども。1項目めに2026年度に計画されている水道料金の値上げ計画を直ちに中止または撤回することとなっているんですけども、これは先ほどお示しいただいた水道ビジョンというものの、これを中止と撤回をしてほしいという内容ということではないでしょうか。計画そのものを撤回ということでしょうか。

○陳述人（平田 勝君）

水道ビジョン全体をね、撤回するというような、そういう大それたことを言ってるわけじゃなくて。この中で26年度に値上げ26%というのがあるわけですよ。24.6ですね。というのが。それを止めてほしいということで。これは先ほど申し上げたように、私はどっからどう考えても理解できない一つです。30年度までは黒字です。30年になってくる、赤字になったから値上げをちょっと考えましようとかいう議論だったら分からないことはない。だし、そういう意味も含めています。ただ、それとこれ自身はもう3年越しで議論されてますよね。これで示された、3年前の数字ですよ。数字というか計画ですよ。今の物価高というのはそれよりはるかに想定以上だと思うんですよ。現時点として今の生活の中で、じゃあどうするのかというのをやっぱり問われないといけないというふうに思いますから、少なくとも26年度、来年度計画されているものは、この間も、前回の陳情でもお願いしましたけども、中止または撤回すべきだというふうに思ってますし、今回はなおさらですね。今度は交付金というような後押しもあるわけですから、撤回、せざるを得ない事情というのは私はね基本的に理解できない。していただければというふうに思っております。以上です。

○委員（山口仁美君）

この陳情事項と書いていらっしゃる前の行、2行がちょっと非常に気にかかっておりまして、私たちは将来に渡る安全な水の供給には適切な投資が必要であることを理解しつつもというようなことが書いてありますので、投資は理解するんだけど、ここの値上げに関する部分というのは理解が、理解ができないというようなこともおっしゃっておられて、ここが少し矛盾するのかなあというふうに、ちょっと感じてしまう部分があるんですけども。

○陳述人（平田 勝君）

細かい話で非常に申し訳ないですけど。私いわゆる自分で理解できないもんですからいろいろ聴いたり調べたりさせてもらって、これとあと財務諸表、議会に出されてるような範囲ですけども、見さしていただいて。どういうんですかね。先ほど言いましたように損益計算書上、黒字かマイナスかというようなところでは理由はないですよ。じゃあ財務状況でどうかというと少なくとも今の本市の水道事業に関してはですね、自己資本費用についても、借入れ余力にしても、資金余力があるんです。じゃあ何で上げるんだろうと思ったときにですね、思い当たったのはキャッシュフロー、じゃないかと思った。ぜひこの後事務者の方おられるんでキャッシュフロー計算書の提出をしてい

ただいて。お金がこれから先ね、対策で耐震対策でしていくのに資金を市民の値上げから、市民の値上げ分から負担をとということだったら理解はできないことはない。ただ、これってですねものすごく市民の納得と合意が必要だと思うんですよ。だって生協の店ですね、ちょっと2億円ほど増築しますからその分2割上げますよという話ですよ。商品を。組合さん頑張って利用されるかもしれないですけど一般の人ですねそんなの別に構わんよ。タイヨーで買うからと、木戸さんみたいに、タイヨーで買うから。普通はそうですよね。普通の民間事業はそういう関係だと思うんです。何でこれが許されるかという公共事業だからでしょう。ほかで買いようがない。じゃあ私は曾於から買いますとか始良から買いますとか言えないわけですから、だから決めたじんけんを全部黙って従わざるを得ないような公共事業だからこういうことが許される。だったら、それを許されるようなコミュニケーションをしっかりととらないとこれは不信につながりますよね。だって先ほど私が言ったように、このままで言うんですね損益的には値上げした26年度、8億の過去最高益を上げるんですよ。その中で値上げしますという話ですから、いや、そういう次元の話をしています。ですから私はそういうような必要な投資というのがあるんだろうな、耐震化の中でね、思うんです。それを多分理由とされるような値上げがあるんじゃないかなと思うんだけど、ただし、やっぱりそれをする分だったら、市民生活にもう十分配慮したような計画にされるべきだと。だって借入れ余力があるというふうに言いましたけれども、そういうね、特にこういう自治体、地方債というように、非常に長期で低利な安定的な資金という確保の方法はあるわけですから、そういうものを活用してどうするのかというような議論が一方でされないといけないと思うんです。だし、今、ちょっとビジョン、皆さん、この範囲の中でですね、それをとというのはねなかなか難しいです。理解しろというのはですね。ですから2行にあるように、この計画を市民に公表して内部努力を伝えたりしてコミュニケーションをとって市民合意を図りながらやってくださいというのが3番目です。以上です。すいません長くなりました。

○委員（山口仁美君）

ちょっと確認をさせていただくと陳情事項の3項目めの中に交付金の活用策等も含めてですけれども、水道事業の今後の経営努力の部分というのがきちんと公表をされていくべきであると。やはり今出ているものでは、きちんと納得もできないというようなことが根底にあるというふうに理解してよろしいでしょう。

○陳述人（平田 勝君）

先ほど言ったように公共料金だから100%従わんといかんわけですからやっぱりその分のやっぱり参加性というのを高めるべきだというふうに思うんですね。そうじゃないと不信を招くということだと思うんですよ。ですから、そういうのをリスクコミュニケーションとかいろいろ言ったりはしますけれども、そういうことをきちっと図っていくということのためには、やっぱりこういう努力は不可分だというふうに思います。ビジョンの中ではですね、基本的に、いっぱいね、御存じだと思いますけどね湧き水が湧くから原価というものはないみたいなものなんですね、水の原価って。

だから水道慮金安いですけども。でも、どこをいかして、どこをしてどうつないでというのは、まだ示されてないんですよ。検討しないといけないですねというレベルです。新ビジョンは。その中でどこまで投資をするのかとかね、いうのができるはずがないじゃないですか。五つぐらいのシミュレーション。これをこうするとこうなりますよというのを示して、取りあえずあんまり無理のないような範囲でこの3番目ぐらいにしましょうというのがこう出されてこの数字です。値上げの数字ですもんね。だから、非常に難しい作業だというのは分かるんですけども、少なくともですね、先ほど言ったように、いわゆる生協のね、お店を増築するからその分に値上げさせてちょうだいねというのを願うレベルのお願いなんですから、やっぱりそういうね、細かな、経営努力、内部の努力というのは示して、そのことの合意はとってしかるべきだろうというふうに思います。ましてやですね、やっぱりそういうような状況、ない中で、少ない率直に。私ね、すいません。ちょっと先ほど話が非常に恐縮なんですけど、陳情出したときにですね、政府が決まったりとかするじゃないですか。もう市の答弁とかもあったり、もう言わんでも分かっていますから取下げてくださと言われてるんじゃないかなと思ったり。するぐらいだったんですよ。でもそうじゃないような感じなんで、こんなふうなんですけど、ちょっとの時間をとってお願いをしてるという作業を。やったらやっぱり住民の意思、議会の意思が示さないとやっぱり既存で決まったことだとかいうことで3年前の計画はずっとそのまま進むということになりかねないですよ。ぜひ、御議論いただいて採択いただければありがたいと思っています。よろしくお願ひします。

○委員（香山二郎君）

新人議員の香山と申しますよろしくお願ひします。値上げが必要かどうかという議論はいろいろあると思うんですけども、陳情書の内容をちょっと確認させていただく、1番目ですね。重点支援地方交付金を最大限に活用し中止または撤回ということですので、陳情の前提としては重点支援地方交付金をどう使うかということが一番ポイントかなというふうに理解するんですけどそういう理解でよろしいですか。

○陳述人（平田 勝君）

どういう趣旨で御質問あるかというのはちょっと分かりかねるところがあるんですけども。今回の陳情に関してはそういう理解していただいたら結構です。はい。重点支援交付金を使って値上げをやめるし、値下げをしてくださいということです。以上です。

○委員長（藤田直仁君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで陳情第11号について陳情者への質疑を終わります。ここでしばらく休憩いたします。

「休憩 午後 1時35分」

---

「再開 午後 1時39分」

○委員長（藤田直仁君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に陳情第7号2026年度水道料金値上げ計画の見直しに関する陳情を審査いたします。執行部の説明を求めます。

○上下水道部長（秋窪達郎君）

陳情第11号「重点支援地方交付金」を活用した水道料金値上げ計画の中止と料金減免に関する陳情書について説明いたします。まず、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、いわゆる重点支援地方交付金についてです。12月16日に補正予算として成立した国の経済対策において、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を引き続き支援するために重点支援地方交付金を拡充する旨が盛り込まれ、併せて10項目の推奨事業メニューが提示されました。これを受け、本市においては、当該交付金を活用し、本市の実情に応じた生活者・事業者への支援策を講じるため、本年度の補正又は令和8年度の当初予算への計上に向けて、総合的に検討を進めているところです。次に、国の重点支援地方交付金を活用した水道料金の見直しの中止または撤回についてです。水道法は、水道の布設及び管理を適正かつ合理的に行い、水道の基盤を強化することで、清浄で豊富かつ低廉な水の供給を図り、公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与することを目的としています。そして、水道事業体は、地方公営企業法に基づき、独立採算制のもと、将来にわたって安定的に事業を継続していく必要があります。本市ではこの認識のもと、本年5月に中長期的な視点に立って霧島市新水道ビジョンを改訂し、喫緊の課題である水道施設の老朽化対策、耐震化に対応していくこととしています。また、水道料金は、水道施設の更新・維持管理に要する費用を賄い、持続可能な事業運営を継続するための基本的な収入であることから、その改定が必要と判断しています。については、重点支援地方交付金などの臨時的な国の財政措置の活用による水道料金の見直しの中止または撤回は困難であると考えています。次に、重点支援地方交付金による水道料金の減免についてです。先ほど申し上げましたとおり、本市では、当該交付金を活用した実施事業を検討している段階であり、支援の手法の1つとして示されている水道料金の減免を含め、支援分野や支援の手法について、総合的に検討しているところです。最後に、重点支援地方交付金交付金の本市の活用事業については、これまで同様に本市ホームページなどで具体的に公表していくこととしています。併せて、水道事業の今後の経営努力の進捗状況等についても、詳細かつ分かりやすい広報に努めてまいります。以上で説明を終わります。陳情に関する詳細については、上下水道総務課長が説明いたします。

○上下水道総務課長（川畑信司君）

本件陳情書に関する詳細について、説明いたします。はじめに、水道事業会計は、企業が当該年度の経営活動に必要な収益的収入及び支出3条予算と将来にサービスを維持するための建設改良などの資本的収入及び支出4条予算で経営しています。本日お手元に配付いたしました今後の経営の

見直しについては、3条予算と4条予算を1つにまとめたものになります。1枚目は水道料金の改定を行わなかった場合、2枚目は令和8年度に水道料金を改定した場合の財政計画となっています。1枚目をご覧ください。令和10年度には内部留保資金期末残高はマイナス4億5,000万円、つまりは手持ちの資金が底をつき、令和12年度には純利益がマイナス8,000万円、水道事業の経営持続が困難となることが見込まれます。当該計画では、水道料金改定によってもなお不足する必要最小限の企業債約62億8,000万円を借り入れる予定としています。しかし、仮に台明寺配水区関連事業の総額に近い約100億円を企業債で賄った場合は、借入額は32億2,000万円の増、利息は14億8,900万円の増となり、将来世代への負担の先送りとなってしまいます。また、重点支援地方交付金などの臨時的な財政措置に依存して、中長期的な事業計画や財政計画を立てることは困難であります。以上で、陳情第11号についての説明を終わります。

○委員長（藤田直仁君）

ただいま説明がありました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（宮内 博君）

今説明を頂いたんですけれども、本陳情書っていうのは臨時財政対策債、物価高騰支援交付金ですね、重点支援交付金。これの活用をして、水道料金の値下げができるのではないのかと。であればぜひこれを活用してほしいというですね、そういう陳情書。それは特に市民生活が本当にこの厳しいというですね。そういう状況から、何とかこの市民の暮らしを支えてもらいたいというですね、そういう願いから発せられているというふうになっているんですけど、先ほど陳情者の方もおいでになってですね、この間、物価高騰の中で本当に暮らしが大変なってきたということをですね、おっしゃってらっしゃるわけなんですね。まずその辺の共有、認識の共有ができるのかどうかというところではどうなんですか。

○上下水道総務課主幹（蔵原寛久君）

陳情者の陳情を頂いた物価高騰の中というのは当然理解はしております。皆さん苦しい生活をされていると思います。ただし水道の施設につきましては、もう50年が過ぎ喫緊の課題になっている老朽化対策、耐震化を進めていかないと安定したサービスを送れないと。送り続けられないということですので、厳しい折ではありますが、このような判断をせざるを得ないということをお理解いただければと思っております。

○委員（宮内 博君）

物価高騰の中で暮らしが大変だということは理解できるけれども、それよりも水道事業そのものを継続は困難に陥る危険性があると。そういうことですね。それで、ただ、今回ですね、国がこういう形で物価高騰の緊急的な対策としてですね、やはり国民の暮らしを守るために、電気、ガス、水道料金こういう生活に欠くことができないものを、とにかく一つの救済措置をして地方自治体でも取り組んでもらいたいという状況下にあるということは、共通の認識に立つことができるというふう理解してよろしいですか。

○上下水道総務課長（川畑信司君）

国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金については、先ほどの答弁でもありましたように、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の今後1年程度の負担の軽減を図ることを目的とした時限的な財源であり、中長期的な水道事業の運営に恒常的に充てる性格でないものと認識しているところです。一方水道事業は、水道法が目的としております清浄にして豊富低廉な水の供給を将来にわたり確保すること。そして老朽化、耐震化など中長期的な施設更新への対応、さらには安定した経営基盤の確立が求められています。このような中、近年、千葉県営水道や都城水道事業など全国の多くの水道事業体において、資金不足や収支の赤字解消のため水道料金の見直しの動きが見られます。本市におきましても水道料金は水道施設の更新、維持管理に要する費用を賄い持続可能な事業運営を継続するための基本的な収入であり、老朽化、耐震化等への対応を含む中長期的な水道事業の持続性確保の観点から料金改定が必要だと判断しているところでございます。

○委員（宮内 博君）

今回この交付金を使って水道事業に対するですね、市民負担、国民負担を軽減をすることができるというところまで踏み込んだという一つの大きなこの時代的な背景というのが、もちろん物価高騰というのはあるんだけど、あるんじゃないかと。今日の新聞報道でもですね、国土交通省が従来の水道配水の在り方から、構造そのものを変えていくというですね、というようなことで取り組む必要があるということを発表したということが載ってましたけれども、先ほど部長の口述の中に独立採算制っていうのがありましたよね。水道は独立採算制が原則だということであつたんですけども、この交付金を活用できるっていうのはこれ地方交付金ですので一般財源ということになりますよね。この一般財源を水道事業に充てることができるということをこの中で明確にしたということが判断できるというふうに思いますけれども、その点ではどうですか。

○上下水道総務課長（川畑信司君）

今回の交付金は、足元の物価高への対応として生活者支援と事業者支援を行う枠組みとなっているところでございます。こうした枠組みの中で、支援手法の一つとして示されている水道料金の減免を含め支援分野や支援の手法について全庁で総合的に検討しているところでございます。

○委員（宮内 博君）

私が聴いたのはいわゆる独立採算制が原則としてきたというそのところがですね、今回の措置によって、一般会計から繰入れをしてですね、料金の引下げも含めたそういう措置をとってもいいですよという国からの発信にほかなりませんかということを聴いてるんですけど。

○上下水道部長（秋窪達郎君）

確かにおっしゃるように水道料金の減免を行って、それを一般会計のほうから繰入れをもらうということは可能であり、水道料金の減免というのも、物価高対策の選択肢の一つではあると考えているところです。しかしながら水道事業の運営に例えば、設備投資に交付金を充てるというようなことはできないわけですので、料金改定と臨時交付金を充てるという話はちょっと別な考えになっ

てくるのかなと思っっているところです。

○委員（宮内 博君）

ただ一般会計からの繰入れが可能だということは国自身もそこを容認したということはこれは間違いないですよ。それで先ほど課長のほうからの答弁の中で1年間を期限とした暫定的な措置、これが今回の交付金だということでありました。陳情書はそういう国からの交付金が充てられるような時期に2026年度から24.6%のですね、水道料金の値上げをするというのは無謀じゃないですか。その計画そのものをやはり今の段階では中止すべきじゃないかというですね、そういう内容の陳情だということなわけですよ。ですから暫定的な措置だということであっても1年間は延期できるという話になります。水道ビジョンの中でも2026年度に限定せずに翌年度からのですね、計画というのを示されてはいるんですけども、とにかく今の経済状況の中で、その計画をそのまま踏襲していくというのは大きな疑問があるという中で出された陳情書だというふうに私は理解しているんですけども、暫定的に1年間、それが延期できるというのであればですね、さらに議論を重ねてやっていくということもできるんじゃないかというふうに思うんですけど。同時に陳情者から出されましたのはですね、霧島市の水道事業の収支計画というのがありますね。先ほどタブレットで示していただいたものもあるんですけど、これは水道ビジョンビジョンの中で示されている収支報告の中に書かれているものなんですけれども、いわゆる水道料金収入というのがですよ。この計画をそのまま踏襲をしていくということになってくると、実際にこの令和7年度から令和12年度までのこの5年間で市民負担は8億円増えることになるわけですよ。約60%の値上げをするということにしたときにですね。それだけのものを物価高騰で暮らしが大変なときに市民に押しつけるんですかと。市民は公共料金だからほかに選択肢はないと。陳情者の言葉を借りれば曾於市や始良市から水を持ってきて、生活に使うことはできないというそういう性格のもんだというのをですね言ってらっしゃいましたけども、その辺はどうなんですかね。

○上下水道総務課主幹（蔵原寛久君）

1点目の件になりますけれども、仮に水道料金の減免に交付金を活用するということであってもですね、水道事業としては水道料金の引上げをした上で、その分も含めて一般会計からの繰入れを頂かないと水道事業が成り立っていかないというところです。仮に遅らせた場合は計画の中でもお示ししていますけれども、今以上の引上げが必要になってくるというものをお示ししているところです。

○委員（宮内 博君）

収支計画の中で示されているものがありますよね。それを見てもと現計画をそのまま実行した場合、実際には5年後ですね、5年後には約8億円市民負担が増えるという計画になっているわけですよ。では2026年度の値上げによって大体2億9,300万円の市民負担が増えると。そしてその後令和12年度までに4億9,917万円ですね。負担が増えることになると。結果、合わせて7億9,289万円の市民負担が増えるということになるわけですよ。そういう計画がそのままこの物価高騰の

中ですね、暮らしにのしかかってくるということになりますと、当然、市民の購買力が落ちる結果になりますし、景気を押し下げるといようなことにも当然つながってくるというふうに思うんですけども、そういうその辺のところの見解を聞いたところです。

○上下水道総務課主幹（蔵原寛久君）

申し訳ありませんでした。水道事業、先ほど何度も申し上げさせていただいておりますけれども独立でしていかないといけないという事業体になりますので、引上げなければいけないと。引上げたかわりに一般会計のほうが減免をするということは、総合的に全庁で考えていくことになりますけれども、水道事業者としては独立採算制でやっていく必要がございますので、引上げざるを得ないと考えております。

○委員（鈴木てるみ君）

先ほど陳情者の方は数億円の黒字があるのになぜ値上げするんだという御意見もありましたけれども、一方でですね先ほど御説明があったように、50年経過した施設の老朽化対策にもお金がかかるということですね、今現在宇都良配水池の建設中ですが、全体であとどれぐらい必要、経費がですね、老朽化対策、シミュレーションしてらっしゃるのかお尋ねします。

○上下水道総務課長（川畑信司君）

はい霧島市新水道ビジョンにおいて令和7年度以降の台明寺配水区関連事業費の総額は約102億円です。このうち先ほど言いましたように約62億8,000万円を企業債、借金ですね。を活用する予定としています。

○委員（仮屋国治君）

今の関連で。資本的収支のところでいくと、もうちょっと具体的に説明してもらえませんか。

○上下水道総務課長（川畑信司君）

水道料金の改定を行わなかった場合の表を見ていただければと思います。まず真ん中あたりの純損益、これが純利益、3条予算の収入、料金収入と水道をつくるための費用を差し引いた利益がこのオレンジの部分になってきます。それで、オレンジの下に④資本的支出というのがございます。これが7年度のグレーのところですね。例えば令和7年度には台明寺関連を含めて約35億投資をします。次の年の令和8年度には43億4,000万投資をします。このオレンジとオレンジの純利益やらと相殺してもこの赤で書いてありますように、資本的収支不足額、建設改良をするための不足額が令和7年度には8億5,000万円出てきます。令和8年度には38億9,000万円。建設をするための資金が不足しますという表になります。それで企業会計の中で内部留保等を活用いたしまして、その足りない部分を穴埋めしていきますが、令和10年度の表を見ていただければ分かりますように、今まで1市6町合併してから平成22年に料金を統一してから約15年間料金は改定しておりません。ですので、ここで料金を改定しなかった場合につきましては、令和10年度には内部留保を手持ち資金がマイナス4億5,000万という資金計画が出てきているところです。ですので今部長、係長が申し上げますように料金改定は必要であるというこの表を見ていただければお分かりになっていただ

けるのかなと思っているところでございます。

○委員（仮屋国治君）

内部留保残高は大体毎年期末に幾らぐらいあればいいという予想だと思われますか。

○上下水道総務課長（川畑信司君）

決済金、運転資金ですね、私どもは最低5億必要だと計算しているところです。

○委員（仮屋国治君）

ということになるとこの2枚目の計画でいくと10億から大分多めに見てらっしゃるような気がするんですが、このようなところはどういう幅を持たしていらっしゃるのか御説明頂けますか。

○上下水道総務課主幹（蔵原寛久君）

水道施設は宇都良以外にも多くございまして、溝辺、隼人も期限が近づいてきております。内部留保を溜めていかないとまた、料金の大幅な引上げというのをしてしまうことになってしまいますので、内部留保はなるべく溜めていって歳出を削減していくというところが重要であると考えています。

○委員（香山二郎君）

表の1枚目の水道料金の改定を行わなかった場合の内容をもう少し教えていただきたいんですけども。今の御説明で資本的支出の7年から9年までの増えてるところが宇都良配水池ですか、それのお金分という理解でよろしいですかね。もう一つ。水道料金の収入が8年以降減ってるんですけども、それはなぜ減るんですか。

○上下水道総務課主幹（蔵原寛久君）

水道料金が減っていくことに関しては人口が減って使っていただけるお水の量が減っていくので、それを人口研究所のようなしっかりしたところのものを数値を使って導いたものになります。

○委員（香山二郎君）

すごく何か7年から8年で急に減ってて、ちょっと1億円以上減ってるように見えるんですけども。そこは正しい数字でよろしいですか。

○上下水道総務課政策グループ主任主事（佐々木宏大君）

こちら令和7年度に関しましては、令和7年度水道事業予算書に記載のあります数字を採用しておりますところでございます。このビジョンの作成の時期自体が、公表がこちら令和7年5月なんですけれども令和5年度ぐらいまでの時期の人口研究所さんのデータですとか、そういったところを基準にちょっと作成をしておりますして、令和7年度の予算に関しましては、予算書上少し多めに計上がされていたというところで、8年度以降は見込み値、見積り値になります。水道料金に今回影響があるのは令和8年度から令和11年度までの表の部分になりまして、ちょっと7年度少し増えてまた減ってるように見えますけれども、それが水道料金の改定率に影響を与えているものではございません。

○委員（宮内 博君）

先ほど鈴木委員のほうからありましたように今後の投資計画ですね、102 億円とか3 億円とおっしゃっていらっしゃるんですけども、それは非常に長期に借入れができるものを活用してやるというのはこれまで述べられてきたものでしたよね。50 年ローンで借りれるものだというので説明をされてきているんですけどもそこのところは間違いはないですか。

○上下水道総務課主幹（蔵原寛久君）

償還期限は40 年になります。

○委員（宮内 博君）

以前50 年ということで報告を受けた経緯があるんですけどその10 年間短縮されたのはどういう理由ですかね。

○上下水道総務課主幹（蔵原寛久君）

大変申し訳ございません。50 年とお伝えしているのがどこの場面になるのか分からないんですけども、現在法定耐用年数と同じ期限の40 年で償還していくという形が正式であります。

○委員（宮内 博君）

40 年というのは今回初めてお聴きしましたので、たしか産業建設常任委員会の委員会調査のときではなかったのかなというふうに思いますけど、再度そこのところは確認をですねしてほしいというふうに思いますけど。もう一つ水道事業の会計の中でですよ。非常に特徴的な減価償却費、実際に現金は全く動かないんだけども計算上はそれを計上しなきゃいけないという会計原則があつてですね。そしてそこが非常に分かりにくさを一層こう増している要因になつてるとかなというふうに思いますけれど。この水道料金を値上げしなかった場合の推計値でも大体8 億円、減価償却費が8 億円以上毎年ですね、計上していると。実際これ現金動かないわけですけども、計算上はそれを当然用いて計算をしなきゃいけないという仕組みになつてますので、そういうことをしたときに実際には令和10 年に4.5 億円の赤字になるという計算ですよ。霧島市の水道というのは、鹿児島県内19 市の中で非常にもうかっている事業者の一つですよ。鹿児島県内の19 市の中で給水原価は111.9 円。m<sup>3</sup>当たりなんだけれど、それを市民の方は、m<sup>3</sup>当たり132.8 円で買っていると。実質20.9 円のトン当たりのですね、利益を得てるっていうのは霧島市の水道事業。鹿児島県内19 市の中で2 番目ですよこれだけの利益を上げてるといのは。毎年5 億6,000 万円ぐらいの黒字を計上しているということでも報告あるんですけど、先ほどのやりとりの中で約5 億円の経費が必要だということでありましたから、そういう意味ではかなりゆとりを持ってですね運営ができています事業体の一つではないかというふうには思いますけれども。その辺見解をお示しをください。

○上下水道総務課政策グループ主任主事（佐々木宏大君）

1 番目の減価償却費についてです。宮内委員が御指摘のとおり減価償却費というものは、その年の費用にはなりますけれども実際にお金が出ていくわけではなく、その部分についてはいわゆる内部留保資金として計上されます。画面にも投影させていただいている表におきまして、青色の欄のですね、上から2 行目のA 列、当年度損益勘定留保資金というところにその年の減価償却費から、

厳密には上にあります長期前受金戻入という額、この補助金などの見合い分ですね、その分を差引いた額をA列に掲載しておりますが、そのように浮いた減価償却費の内部留保額は全て4条の水道管や水道施設の工事のための資金として活用しております。活用した上でこのまま4年後までいきますと活用してもなお4年後の現金の残高がマイナス4.5億円になるというのがこちらの表の見方になります。1点目のみちょっとお答えさせてください。

○上下水道総務課主幹（蔵原寛久君）

ゆとりがあるかというところですが、この表にありますとおり令和12年度には経営自体も成り立たなくなってしまうというぐらいの状況です。

○委員（仮屋国治君）

それ直接関係ありませんけれども、耐震化率を何年度に何%までという目標はどうなりましたか。

○上下水道総務課主幹（蔵原寛久君）

すいませんちょっと時間をください。今、管路更新率が毎年0.3%に満たない状況なんですけれども、こちらを0.7%まで毎年引上げていくということで令和11年度を目標にしております。

○委員（宮内 博君）

関連をしますけれど、令和4年度の水道統計ですね。これを見ますと霧島市の基幹管路の耐震化率っていうのは45%なんですよね。それで鹿児島県内19市の中でこの基本管路の耐震化率っていうのは第6位なんですよね。だから半分の自治体よりも上の改修率というのが実際の今霧島市の基幹管路の改修率なんですけれど、先ほど0.7%まで引き上げるといってお話でありましたけれど、それでいきますとこの5年間ですね、来年度から5年間、基幹管路の改修率っていうのは5年間で3.5%引き上げるといふことになるという単純計算で成り立つわけですか。

○上下水道総務課主幹（蔵原寛久君）

耐震をしていくのは0.7%を目指しますけれども、その分また老朽化していく、耐震がなくなっていく管もございまして単純に0.7%ずつ引き上がっていくということにはならないと思います。管路の期限が来ましたら交換しないといけないというような状況になりますので。

○委員（宮内 博君）

それであればいわゆる基幹管路の耐震化率っていうのは数字的にはそういう事業をやっていく中で老朽化するのも当然出てくるというようなことを差し引いて、大体どれぐらいの目標値でそれをやっていこうということになってるんでしょうか。

○水道工務課長（養田 健君）

委員の御質問の中で基幹管路の更新率が45%ですかね、ということで提示がされているところなんですけど、基幹管路につきましては導水管、配水管それと口径が300以上のものを示すものです。今回の0.7%につきましては市が管理してる水道、水道についての目標値を0.7ということで考えているところでございます。

○上下水道総務課政策グループ主任主事（佐々木宏大君）

課長の養田の意見に補足をいたします。本市で昨年決めました。霧島市上下水道耐震化計画、令和7年1月市ホームページ公表におきまして、目標値を定めておりますのでお示しいたします。管路に絞ってお示しいたしますと送水管、基幹管路のうちの送水管の耐震化目標、令和11年度末までに現状26%を31%まで引上げ。導水管、現状57%を令和11年度末までに62%へ引上げ。あと最後にですね、避難所等の重要施設に接続する水道管路、配水本管と配水支管、これら全てを合わせました数字として現状値を令和11年度までに34%まで引上げ。こちら34%が失礼しました下水道処理区域内における目標であり、下水道処理区域外における目標は38%でございます。こういった目標を定めつつ、一方で霧島市全体の管路更新率として0.7%を定めているという状況です。

○委員（仮屋国治君）

当然この耐震化率を加味したこの収支表になっていると思うわけですがけれども、令和11年度まで0.7というということでやっていった場合に、大体毎年何億円ぐらいの予算を見込んでるんですかね、資本的支出の中で。

○上下水道総務課長（川畑信司君）

本市の新水道ビジョンにおきまして建設改良費を13億円で平準化した場合について0.7%の更新率ということになっております。

○委員（仮屋国治君）

それは11年度以降もほぼ13億円の横流れをしていくという理解でよろしいですか。

○上下水道総務課長（川畑信司君）

はい、そのような理解で結構だと思います。

○委員（山口仁美君）

陳情項目の3で交付金活用策と同時に水道事業の今後の経営努力について進捗状況を市民に具体的に公表することとなっております、先ほど陳情者のほうから新水道ビジョンを見てもなぜこれで値上げをすべきかというところが分からないんだというようなお言葉がありました。これについて今やりとりがあるとおりで、いろいろ計算をしながら計画をされているんですけども、この新水道ビジョン以外の部分で分かりやすく表現をするような工夫というのはされているのか伺います。

○上下水道総務課主幹（蔵原寛久君）

先ほどの答弁でもありましたとおり、新たな収入確保対策、支出削減対策も水道等運営委員会の中で御検討頂いてきましたので、広報の仕方についても意見を頂きましたので、そのような形で条例を改正した後、行ってまいりたいと考えております。

○委員（仮屋国治君）

基本的なことを全部忘れてるもんでごめんなさい。24%ちょっとの値上げをした場合に一戸当たり幾らの値上げと、平均単価はなりましたっけ。

○上下水道部長（秋窪達郎君）

改定率を 24.6%とした場合に大体 3、4 人家族を想定しまして、口径 20mm で使用料が 20 m<sup>3</sup> の場合、現行料金ですと 3,069 円ですけれどもこれが 3,823 円程度、仮の試算ですが、という数字になります。

○委員（鈴木てるみ君）

物価高騰対応地方臨時交付金なんですけれども、これを物価高で苦しめる市民を支援するには、先ほど水道事業ではなくて一般会計のほうがふさわしいんじゃないかという御意見でしたが、それは水道部だけではなく霧島市執行部全体の意見だというふうに受け止めてよろしいでしょうか。

○上下水道部長（秋窪達郎君）

水道料金の減免をしないほうがいいというわけではなくて、推奨メニューにも入ってますので一つのパターン、パターンというか手法ではあると思うんですけれども、水道部でしないということではなくて水道料金を減免するとなった場合、先ほどからお話出てますけれども、独立採算制というものがありますので、減免した場合それを一般会計のほうからこの臨時交付金の部分で繰入れをいただくという形になってこようかと思えます。なので上下水道部独自で減免というのは現実的ではないのかなと。あくまでも減免については一般会計からの繰入れを前提としたものになってこようかと思えます。

○委員（香山二郎君）

今水道管の改修等でお金が必要だというのは御説明いろいろいただいたんですけれども、水道局として経営努力っていうんですかね、そこを少しでも安くするっていうような努力はどういったことがなされているかお示しいただきたいです。

○上下水道総務課長（川畑信司君）

上下水道部では令和 7 年 11 月に収入確保及び支出削減の取組方針を定めました。その取組方針につきましては市のホームページでも公表いたしているところでございます。具体的な取組内容としては、新たな収入確保対策として資産等の売却による収入確保、広告活用による収入確保、資金活用による収入確保など。支出削減対策として経常経費の削減、事業内容の検討と見直し、民間活力の活用などそれぞれ取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○委員（香山二郎君）

具体的な内容はホームページのほうに書かれているということですか。

○上下水道総務課長（川畑信司君）

ホームページの中でその具体策につきましては公表しております。

○上下水道総務課主幹（蔵原寛久君）

令和 8 年度から 11 年度の目標額を 8,757 万 2,000 円の減を図るということでしております。

○委員（山口仁美君）

1 点だけ確認をさせていただきたいのが霧島市の給水条例の第 35 条ですね。料金手数料の軽減ま

たは免除という規定があるんですけども、今現在の本市の状況というのがどういったことまで含まれるのか教えてください。

○上下水道総務課主幹（桐原隆志君）

具体的な軽減免除に関しましては災害等で火災に遭われたとかそういった場合に水量が出た場合にそちらの水量を減免しているケースがございます。

○委員長（藤田直仁君）

ほかにございませつか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで陳情第 11 号についての質疑を終わります。ここでしばらく休憩いたします。

「休 憩 午後 2 時 2 9 分」

---

「再 開 午後 2 時 3 7 分」

○委員長（藤田直仁君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に議案第 100 号指定管理者の指定について、霧島市溝辺竹子集会センターから議案第 105 号指定管理の指定について、霧島市横川山ヶ野ふれあい交流館まで以上 6 件を一括して審査します。執行部の説明を求めます。

○農林水産部長（寶徳 太君）

議案第 100 号から 105 号までの指定管理者の指定について説明します。議案第 100 号から 105 号は、公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称、指定管理者となる団体の名称及び指定の期間について、議会の議決を求めるものであります。詳細については、担当課長が説明しますので、よろしくご審査くださるようお願いいたします。

○溝辺総合支所副総合支所長兼溝辺総合支所市民生活課長（馬場光幸君）

議案第 100 号、指定管理者の指定について、説明いたします。議案書は 46 ページから 47 ページになります。霧島市溝辺竹子集会センターは、令和 3 年 4 月 1 日から公益財団法人竹子共正会において直接指定管理をしており、令和 8 年 3 月 31 日で指定期間が終了することから、引き続き令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの 5 年間、同団体を指定管理者として指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるものです。また、議案書 47 ページに施設及び指定管理者の概要並びにその管理方法を記載していますのでご確認ください。なお、指定管理者の選定とその理由については、当該集会センターは、地域に根ざした施設であり、公民館活動をその設立目的とする公益財団法人竹子共正会が管理運営を行うことにより、施設の効用が最大

限発揮されるとともに管理経費の削減も図られることから、直接指定しようとするものです。以上で、説明を終わります。

○横川総合支所副総合支所長兼横川総合支所市民生活課長（有村昭司君）

次に、議案第 101 号指定管理者の指定について、横川床波活性化センターから議案第 105 号指定管理者の指定について、霧島市横川山ヶ野ふれあい交流館までの 5 議案について一括して説明します。議案書は、48 ページから 57 ページになります。横川地区の横川床波活性化センター（議案第 101 号）、横川紫尾田活性化センター（議案第 102 号）、横川正牟田活性化センター（議案第 103 号）、横川上小脇活性化センター（議案第 104 号）、霧島市横川山ヶ野ふれあい交流館（議案第 105 号）は、令和 3 年 4 月 1 日から床波自治会を始め、各施設が所在する自治会において直接指定管理を指定しており、令和 8 年 3 月 31 日で指定期間が終了することから、引き続き令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの 5 年間、各施設が所在する自治会を指定管理者として指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるものです。指定議案説明資料につきましては、各議案の次のページに施設の概要、指定管理者の概要及び年間利用者数などが記載していますので、ご確認ください。なお、指定管理者の選定とその理由については、各施設は地域に根ざした施設であり、各施設が所在する自治会の管理により、施設の効用が最大限に発揮されるとともに管理経費の削減も図られることなどを踏まえ、引き続き各施設が所在する自治会を直接指定しようとするものです。以上で、説明を終わります。

○委員（藤田直仁君）

ただいま説明が終わりました。これより一括して質疑に入ります。質疑の際は議案番号や施設名が分かるようにお願いします。質疑ありませんか。

○委員（仮屋国治君）

6 件とも直接指定ということでありますけれども、これまでの 5 年間と向こう 5 年間の更新をするにあたり留意された点がありましたらお示しください。

○横川総合支所副総合支所長兼横川総合支所市民生活課長（有村昭司君）

特段留意した点はございません。

○溝辺総合支所副総合支所長兼溝辺総合支所市民生活課長（馬場光幸君）

竹子集会センターにつきましてもこれまでどおりの指定の管理をお願いしようということをお願いしております。

○委員長（藤田直仁君）

ほかにはありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですのでこれで議案第 100 号から議案第 105 号までの質疑を終了します。次に議案第 117 号字の区域の変更について審査いたします。執行部の説明を求めます。

○農林水産部長（寶徳 太君）

議案第 117 号字の区域の変更については、土地改良事業の施行に伴い、字界の不整形が生じたことから、地方自治法第 260 条第 1 項の規定に基づき、字の区域を変更するため、議会の議決を求めようとするものです。詳細については、耕地課長が説明しますので、よろしくご審査くださるようお願いいたします。

○耕地課長（鶴園裕之君）

議案第 117 号字の区域の変更については、経営体育成基盤整備事業の第一国分東地区で整備された圃場整備のうち、平山換地区の字界を変更するものです。位置は、94 ページをご覧ください。区域変更図は、96 ページをご覧ください。国分川内字寺ヶ字都、・見、平山、下川原の区域を圃場整備したことにより凡例の赤線で示した従前の字界が圃場内を通過することから、凡例の黒線で示した事業実施区域を字界に変更しようとするものです。以上で説明を終わります。

○委員長（藤田直仁君）

ただいま説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

○委員（山口仁美君）

確認ですけれども圃場整備に合わせて、現状の形に合わせて区域変更をかけるということによろしいですか。

○耕地課長（鶴園裕之君）

資料の 96 ページを御覧いただければいいかと思えますけど。これが今回整備を行って新しく圃場整備の区画割がなされたものです。ちょうど見やすいところでいきますと資料の真ん中付近に土地の境界を横断して山なりに動いている箇所がございますので、こういうところを不整形な箇所を今回新しく整備した上の黒線のほうに変更しようとするものでございます。

○委員（仮屋国治君）

植付けする作物はどのようなものですか。

○耕地課長（鶴園裕之君）

ほとんどが水稻です。

○委員（香山二郎君）

確認なんですけれども、字の名前が、例えば平山だったところが廣見になって廣見だったところが平山になるというような逆転する現象がおきているところもあるんですけども、完全に農用地ということによろしいんでしょうか。住まわれている方はいらっしゃらない。そういう理解によろしいんでしょうか。

○耕地課長（鶴園裕之君）

今回整備を行った区域については全て農地ですので住宅地は整備区域内から外してございますので農地だけになります。

○委員長（藤田直仁君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですのでこれで議案第 117 号の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 2時50分」

---

「再開 午後 2時52分」

○委員長（藤田直仁君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に議案第 99 号指定管理者の指定について、霧島市浜之市ふれあいセンター、議案第 108 号指定管理者の指定について、霧島市神話の里公園及び議案 109 号指定管理者の指定について、霧島市ウェルビーイングセンターほか 1 施設を一括して審査いたします。執行部の説明を求めます。

○商工観光部長（立野 博君）

商工観光部関連の議案の説明をいたします。議案第 99 号、108 号、109 号の 3 件の指定管理者の指定につきまして、ご説明いたします。本案は、霧島市浜之市ふれあいセンター、霧島市神話の里公園、霧島市ウェルビーイングセンター及び霧島市国分障害者福祉体育館の指定管理者を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、指定管理者となる団体の名称及び指定の期間について、議会の議決を求めるものです。霧島市浜之市ふれあいセンターにつきましては、本年 7 月 1 日から 7 月 23 日までの間、指定管理者を公募し、応募のあった 2 団体について霧島市指定管理候補者選定委員会で審査し、その報告内容を総合的に判断し、指定管理候補者に選定した大成ビルサービス(株)に令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで 5 年間管理を行わせようとするものです。霧島市ウェルビーイングセンター及び霧島市国分障害者福祉体育館につきましても先の説明と同様の手続きを経て、応募のあった 5 団体について審査し、指定管理候補者に選定した株式会社南日本リビング新聞社に同期間の管理を行わせようとするものです。霧島市神話の里公園につきましては、引き続き指定管理候補者として選定した霧島神話の里公園株式会社に同期間の管理を行わせようとするものです。詳細につきましては、商工観光施設課長がご説明申し上げますので、よろしくご審査いただき、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○商工観光施設課長（徳田 章君）

説明に入る前に今回提出しています指定管理者の指定議案については、議案第 99 号の霧島市浜之市ふれあいセンター及び議案第 109 号の霧島市ウェルビーイングセンター・霧島市国分障害者福祉体育館を公募により、議案第 108 号の霧島市神話の里公園を直接指定により指定管理候補者を選定しています。公募による施設については、重複する説明箇所があることから、先に、直接指定の議案第 108 号霧島市神話の里公園の説明を行い、そのあとに議案第 99 号霧島市浜之市ふれあいセンター、最後に議案第 109 号霧島市ウェルビーイングセンター及び霧島市国分障害者福祉体育館の順で

説明いたします。それでは、議案第 108 号指定管理者の指定についてご説明いたします。令和 7 年第 4 回霧島市議会定例会議案の 62 ページから 64 ページをご覧ください。現在、霧島神話の里公園(株)を指定管理者としている霧島市神話の里公園について、令和 8 年 3 月 31 日で指定期間が満了することから、引き続き令和 8 年度から 5 年間、同社を直接指定による指定管理者として指定しようとするものです。議案書の 63 ページに同施設及び指定管理者の概要等記載してありますのでご確認ください。霧島市神話の里公園は、これまで、本市の第 3 セクターである霧島神話の里公園(株)が管理運営を担ってきたところであり、霧島神宮周辺域における観光の中核施設として本市の観光事業に寄与しています。このような中、同社は、これまで、同施設を効率的かつ安定的に管理運営しているとともに、長年の管理実績により管理運営技術を蓄積しており、さらに、利用者数についても維持していることなどを踏まえ、指定管理候補者として適当であると認められたところです。以上で霧島市神話の里公園の指定管理者の指定についての説明を終わります。続きまして、議案第 99 号指定管理者の指定についてご説明いたします。議案書の 43 ページから 45 ページをご覧ください。現在、大成ビルサービス(株)を指定管理者としている霧島市浜之市ふれあいセンターについて、令和 8 年 3 月 31 日で指定期間が満了することから、今回公募を行ったところ、斯文堂株式会社、大成ビルサービス株式会社の計 2 団体から応募があり、大成ビルサービス(株)が指定管理候補者として選定されました。これに基づき大成ビルサービス株式会社を令和 8 年度から 5 年間、指定管理者として指定しようとするものです。以下、お手元のタブレットにある資料に基づき説明いたします。まず、募集要項に沿って募集条件等について説明いたします。資料 3 ページの 4 をご覧ください。指定管理者が行う業務として、(1) 施設の維持管理に関する業務 (2) 施設の使用許可等に関する業務 (3) 施設の利用料金の収受に関する業務 (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が施設の管理上必要と認める業務 (5) その他、別紙管理業務仕様書に定めるとおりとしています。次に、同じく 3 ページの 6 管理に要する経費について、施設の管理に要する経費は利用料金収入、雑入及び市から支払う委託料によって賄うこととしており、このうち、指定管理期間中に市が支払う委託料の額は、市が定めた基準価格の範囲内で指定管理者が提案した各年度の指定管理料に、当該年度に適用される消費税及び地方消費税を加えた額としています。なお、市からの委託料については、今回の一般会計補正予算第 8 号に債務負担行為を計上していますが、その具体額は年度協定により定め、管理経費として支払うこととしています。次に、7 ページの 14 選定方法については、指定管理候補者選定委員会において、各委員が (2) の審査基準と配点に沿って審査し、申請者のうち第 1 位とした委員数が最も多いものについて指定管理候補者としてふさわしいか審査しています。審査基準と配点の項目は、1 点目が事業計画書の内容が市民の平等な利用確保及び施設の効用を最大限に発揮させるものであるか。で配点 30 点、2 点目が事業計画書の内容が管理に係る経費の縮減が図られるものであるか。で配点 20 点、3 点目が事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しているか。で配点 30 点、4 点目がその他、施設の設定目的を達成するために必要と認める事項で配点 20 点としそれぞれ審査しています。また、選定委員会の審査後は、指定

管理候補者選定委員会の選定結果に基づき、最終的に市において指定管理候補者を決定することと  
しています。次に、24 ページ令和7年度霧島市指定管理候補者選定に係る審査結果についてに沿  
って、選定委員会における審査経過等について説明いたします。まず、委員構成について26 ページ  
をご覧ください。内部委員が新町副市長、内副市長、石神総務部長、藤崎企画部長、立野商工観光  
部長、外部委員が常盤信一氏、鶴ヶ野未央氏、藤田満氏、新田弘己氏、田間美沙緒氏の計10人とな  
っています。次に、27 ページ4 審議経過について説明いたします。今回の選定委員会は、4回の  
会議を開催し、指定管理候補者を選定しました。まず、第1回の会議では、事務局から委員会の役  
割や評点方法及び各団体から提出された事業計画書等の説明を行い、その後、現地視察を行いました。  
第2回の会議では、委員から申請者に対し、事業計画書の内容について不明な点や、詳しく聞  
きたい点などについて、ヒアリングを実施しました。その後、各委員が評点を行い、第3回の会議  
で委員全員の得点を確認し、指定管理候補者としてふさわしいか否かを審査し、選定意見を取りま  
とめています。なお、第2回の会議にてヒアリングを実施できなかった申請者に対して第4回の会  
議にてヒアリングを実施後、当該申請者が応募した施設の候補者選定を実施し、選定理由を取りま  
とめています。次に、5 審査方法について説明いたします。委員会では、施設の募集要項において、  
あらかじめ定めた審査基準と配点に従って、申請者から提出された事業計画書等の提案書類の審査、  
申請者へのヒアリングを行いました。次に、審査に当たっては、37 ページの指定管理候補者選定審  
査表を用いて、それぞれの項目についてA～Fの6段階の評価をしています。評価の内訳は、まず  
標準を、配点の6割を得点とする評価Cとし、提案内容が標準であるCより優れている場合は、満  
点の評価A又は配点の8割を得点とする評価Bを付け、また、標準であるCより不十分である場合  
は配点の4割を得点とする評価D、又は配点の2割を得点とする評価Eを付けます。なお、記述が  
ない又は審査項目と関係のない記述の場合は得点をゼロとするFで評価しています。また、こちら  
の評点結果や、当該申請者を指定管理候補者に選定した理由である選定意見については、31 ページ  
をご覧ください。評点結果につきましては、委員全員が大成ビルサービス株式会社を第1位と評価  
し、当該申請者の合計点数は789点となりました。選定意見としましては、自社の強みである施設  
管理やメンテナンス能力により、安心、安全な施設運営が見込まれる点、様々な指定管理業務の実  
績がある点、利用者からあった意見を全職員で共有し、今後の対処方針を決定する点、各種の自主  
事業により、施設の利用促進を図っている姿勢を評価するなどの意見が出されました。以上で霧島  
市浜之市ふれあいセンターの指定管理者の指定についての説明を終わります。続きまして、議案第  
109号指定管理者の指定について、ご説明いたします。議案書の65 ページから67 ページをご覧  
ください。令和8年度から指定管理者制度を導入する霧島市ウェルビーイングセンター及び霧島市国  
分障害者福祉体育館について、今回公募を行ったところ、公益社団法人霧島市シルバー人材センタ  
ー、有限会社サザンエステート、株式会社たじつや、株式会社南日本リビング新聞社、斯文堂株式  
会社の計5団体から応募があり、(株)南日本リビング新聞社が指定管理候補者として選定されました。  
これに基づき(株)南日本リビング新聞社を令和8年度から5年間、指定管理者として指定しようとす

るものです。以下、お手元のタブレットにある資料に基づき説明いたします。まず、募集要項に沿って募集条件等について説明いたします。資料3ページの4をご覧ください。指定管理者が行う業務として、(1)施設の維持管理に関する業務 (2)施設の使用許可等に関する業務(3)前2号に掲げるもののほか、市長が施設の管理上必要と認める業務(4)その他、別紙管理業務仕様書に定めるとおりとしています。次に、4ページの6管理に要する経費については、先の霧島市浜之市ふれあいセンターの説明と同様でございます。次に、7ページ一番下の14選定方法についても同様でございます。次に、23ページ令和7年度霧島市指定管理候補者選定に係る審査結果についてに沿って、選定委員会における審査経過等について説明いたします。まず、委員構成について25ページをご覧ください。委員は、先の施設の内部委員に野崎保健福祉部長が加わり、計11人となっています。次に、26ページ4審議経過及び5審査方法については、先の施設の説明と同様でございます。次に、審査に当たっては、37ページの指定管理候補者選定審査表を用いて実施しており、評価の内訳は、先の施設の説明と同様でございます。次に、評点結果や当該申請者を指定管理候補者に選定した理由である選定意見については、30ページをご覧ください。評点結果につきましては、株式会社南日本リビング新聞社を第1位と評価した委員数が最も多く、当該申請者の合計点数は867点となりました。選定意見としましては、定期的な研修等を通じて、職員の資質向上に取り組む点や利用者視点で運営を行うためのサポート体制、独自のモニタリング調査を通じて、利用者ニーズを把握し、利便性の向上に努める点、自主事業の年次的な拡充に努める点を評価するなどの意見が出されました。以上で霧島市ウェルビーイングセンター及び霧島市国分障害者福祉体育館の指定管理者の指定についての説明を終わります。よろしくご審査いただきますようお願いいたします。

○委員長（藤田直仁君）

ただいま説明が終わりました。これより一括して質疑に入ります。質疑の際は議案番号や施設名が分かるようにお願いします。質疑はありませんか。

○副委員長（松下太葵君）

議案第109号についてなんですが、指定管理者制度を導入することで、これまでと比べてどのようなサービス向上を期待しているのかお聴かせください。

○商工観光施設課主幹兼施設管理グループ長（松崎義美君）

本日午前中見ていただきました。ウェルビーイングセンターにつきましては、本年4月から名称変更をいたしまして、今後も性別に関係なく多くの方が利用していただきやすい施設ということで、利用促進を図っていく中でですね、指定管理者制度を導入しようとなったのは、当然施設の管理は当然でありますけれども、運営面の充実を図っていきたいという考えでございまして。今市で主催している講座なんかについてもさらなる拡大を図っていきたいといった部分の充実を図ろうということで今回、指定管理者制度の導入に至ったところでございます。今回候補者として選ばれた南日本リビング新聞社については、そういった講座をですね積極的に展開されている事業者でありますので、その辺も今後期待できるのかなというふうに考えております。

○副委員長（松下太葵君）

同じく 109 号のどこなんですが、新規でこの指定管理者の指定についてなんですが、指定期間中の市の関与やチェック体制についてはどのようにお考えなのかお聴かせください。

○商工観光施設課長（徳田 章君）

現在も他の指定管理施設を我々も所管してるんですけども、毎月の月例報告、指定管理者との月例報告や各年度のモニタリングのほか、必要に応じて指定管理業務及び経理の状況について報告を求めて協議を行いながら必要な指示がありましたら、その際は協議をいたしております。

○委員（宮内 博君）

なかなかタブレットについていけなくてですね、なかなか整理ができないところなんですけれど。このウェルビーイングセンターの関係でありますけれど、合計点数の関係で見ますとシルバー人材センターのほうがリビング新聞よりも点数が 11 点ほど高いんですかね。というふうに思うんですけど、ただ委員の中で第 1 位と評価をしたのがリビング新聞だったということなんですけれど、委員が推薦をしたのを最重視すると、評点よりもですね、というところの理由をちょっと説明してもらっていいですか。

○商工観光施設課長（徳田 章君）

別冊の第 35 ページになります。

○委員長（藤田直仁君）

休憩します。

「休憩 午後 3 時 15 分」

---

「再開 午後 3 時 17 分」

○委員長（藤田直仁君）

それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

○商工観光施設課長（徳田 章君）

35 ページの一つ前のページになります。指定管理候補者選定委員会の審査方法ということで、先ほど得点の、得点の決定方法 A B C D F という形で評価をしていただくということを説明をいたしましたけれども、次のページの 35 ページの 5 の総合審査のそこに、総合審査は申請者のうち第 1 位と評価した委員数が最も多いものを候補者として選出するというので、選定委員会の第 1 回目の委員が最初集まっていたいて、この審査方法の確認をしていただいたんですけども、この中でもこの説明をしております、この一位を評価した委員数が南日本リビング新聞社のほうが多かったという結果になっております。

○委員（山口仁美君）

今の資料の 31 ページに選定委員のその体験というのがあるんですけども、福祉体育館の利用者のために資質向上研修の充実を期待するという意見が出ているんですけども、この背景が何かあれば教えてください。

○障害福祉課長兼こども発達サポートセンター所長（富吉有香君）

ウェルビーイングセンターのほうは指定管理に入っていくということで福祉体育館も同じ、今も商工と一緒にしていただいているので、障がい者の福祉体育館ということで、そういう障がい者手帳をお持ちの方もこられるということで、そういう方々に配慮できるサービスをしていただきたいということでこのような選考結果としてまとめたところです。

○委員（山口仁美君）

今まではどのように配慮というのをなさっていたのかをちょっと教えてください。

○障害福祉課長兼こども発達サポートセンター所長（富吉有香君）

障がい者の方々が卓球とかお越しになるんですけど、今日も見ていただいて自動ドアのほうがちよっと古くなっている関係でなかなか修理が難しいということで、修理のほうもどうかということで令和 4 年にも検討した結果がありますけれども、ちょっと難しいということで、受付をこられた際にそういう方が来られたときは、ドアをスロープのほうからは入れるように、職員が開けてもらったりとか、いろんなところでいろいろな配慮をしていただいているような状況です。

○委員（山口仁美君）

ハード面の事もなんですけれども、この資質向上研修というのがどのようなものなのかというのがちょっと、どのような意図でこの選定意見が出たのかなというのがちょっと気にはなったところなんですけれども、今、お伺いした今までどうしていましたかというのは所管をしている障害のほうから、例えば今窓口に立っていらっしゃる方に向けて研修をしたりとかということがあったのかどうかというところをちょっとお聴きしたいです。

○障害福祉課長兼こども発達サポートセンター所長（富吉有香君）

障害のほうから特に研修等していないところですが、合理的配慮というところで職員の方が配慮してくださっているような状況です。

○商工観光部長（立野 博君）

ちょっと補足ですけども、今ちょっと会議録みたいなちょっと概要のところを見たときに、委員の中からですね、委員の中と申請者等のやりとりの中等でですね、企業と障がいを持つ方々を結びつける雇用セミナーとか、障がいを持つ方と健常者と一緒にプレーできるようなスポーツ大会とかを考えているというような、申請者側の意見があったりしたのものでありますから、恐らくそういうところから、そういうの充実を期待するというような意見につながったのかなというところがございます。

○委員（仮屋国治君）

議案 109 号ウェルビーイングセンターですけども、22 ページの基準価格のところなんですけども、

過去の実績に基づいて基準価格を算定していらっしゃるというふうには思うんですが、参考までに過去3年ぐらいの歳入歳出の金額をお示し頂けますか。

○商工観光施設課主幹兼施設管理グループ長（松崎義美君）

ウェルビーイングセンターについては今回、初めて、新規導入という形で、通常ですとこれまでの実績等から積み上げていくこととなりますが、比較になる部分といたしましたら、例えば今年度の予算、これまでの実績も当然なんですけれどもそういった中から必要な経費を積み上げていってこの基準価格を設定をしているところでございます。7年度予算をベースにした場合に歳入が76万9,000円。比較する場合にですね、障害者福祉体育館の予算まで含めた場合に大体歳出が1,500万程度という試算をいたしましたところ。そこから精査をしていって必要な経費を改めて積み上げていった結果この基準価格というふう。ですが新規導入施設ですので出した基準価格に対して95%ということで掛けて今回そのように基準価格を設定しているところでございます。

○委員（仮屋国治君）

それでは99号の浜之市ふれあいセンター、455万7,000円について同様の質問をします。

○商工観光施設課主幹兼施設管理グループ長（松崎義美君）

前回の基準価格との差という考え方でよろしいでしょうか。今回の基準価格を設定するに当たっては歳入のほうはですね使用料等の改定があって、5年度、6年度を基準に、そして歳出については過去3か年という形で持ってきておまして。今回の基準価格、歳入については使用料の改定それから利用者の増加といった部分もあって歳入は上がっております。一方で歳出のほうは人件費等の見直し、それから物価高騰等による歳出項目の上がった部分がございます、最終的には前回の基準価格と比較したときに180万円程度の差が出て上がっているという結果になった計算になります。

○委員（宮内 博君）

同じく浜之市のふれあいセンターの関係ですけれど、これまでの施設の利用実績が示されているんですけど、過去3年間ですね、それで温泉を利用するお客さんは増える傾向にあるんですけど、会議室の利用というのが本当に少ないということがあるんですけども、ここをもっと活用するといいますか、こことみのつゆの後の古民家を改修したですね。当時の津田和町長の大変肝入りの施設として整備をされたというですね、そういう背景があるんですけど。この利用の改善というか、それは今回の指定管理に当たってどのようなこの提案をしてですね、改善される方向になるのかですね。そのへんお示しをいただければ。

○商工観光施設課主幹兼施設管理グループ長（松崎義美君）

これまで同様温泉施設のほうの適切な管理というところは提案の中で当然ありました。新たな提案としましては特産品コーナー、今日見ていただいた特産品コーナーの充実とか、そういったところは事業計画書の中にも記載をされておりましたが、会議室の利用促進という部分ではちょっとやはりなかなか指定管理者のほうもですね、悩みどころと申しますか。そういった中で会議室の利用

が少ないという現状を踏まえましてですね、指定管理者とも話をしているのは空いてる時間については温泉を利用した後にまたくつろいでいただいたりとか。そういった部分では今後ちょっとWi-Fi等の整備も考えていきたいということでございます。ただし、利用目的からすると、やはりその会議室の利用というのは現状少ない状態にはあって定期的に利用されてる団体も少ない状況でございます。通常の有効スペースの活用等も踏まえながら会議室の利用は今後課題かなというふうに考えているところでございます。

○委員（宮内 博君）

一つは飲食ができないというのが一つの大きなネックになるのかなというふうに思うんですけど。温泉に入って、今おっしゃったようにくつろげる空間いう点ではあそこの会議室というふうにはなっているけれども、畳が敷いてあって横にもなれるようなそういうスペースではあるわけですね。だからそれをどういうふうに活用していくのかと。物産館もちょうど隣にあってですね、飲食物も提供されているという状況下にある中で、それをあそこでゆっくり飲むこともできない、食べることもできないというですね。そこのところをもう少し利用しやすいような形で、のんびりできるようなですね、そういう工夫があってもいいのかなというふうに思うんですけども。それが一番ネックになっているのはどういうところから来ているのでしょうか。飲食禁止というところを規定している背景ですね。その辺も含めてちょっと説明をしてもらうことができますか。

○商工観光施設課主幹兼施設管理グループ長（松崎義美君）

先ほど申し上げたとおり今後の課題かなというふうには認識しているところでございますが、浜之市ふれあいセンターについては、地元の方の利用が非常に多いのかなというふうに考えております。そうしますと当然今日見ていただいた特産品コーナーの奥のほうに憩いの場という形で指定管理者のほうも、現状そういう場を提供はしているところです。どちらかというともう温泉に入って、そんなに長居はされないというような状況もございますので、今後利用状況等もですね指定管理者と連携を図りながら、有効に使えるような形で、そういう需要があれば考えていきたいというふうには思っているところです。

○委員（山口仁美君）

大成さんの指定管理で月曜日とか、きれいに掃除をしていただいたりとか、非常に丁寧に管理していただいているなという印象を持っているんですけども。今ちょうど区画整理がもう最終のほうになってきて、後ろに公園があって、非常に温泉の利用客がかなり多くて、時間帯によっては周りの道路に路駐をされる方もいらっしゃるものですから、なので今その後ろの公園のところに臨時的に止められるようにしていただいている、周りの住民の方々も安全に通ることができるというような感じです。これ指定管理であと5年間見ていただくわけなんですけれども、ここが後ろの公園との兼ね合いもあるんですけども、夕方とかそれから年末年始とかで温泉が多い時期とかは、この駐車場の件が片づかないと指定管理者の方々も路駐の対応に追われたりとかするっていうのがあると思うんですけども、これは多分大成さんのほうも御存じだと思いますけれども、区画整理の

担当のほうとはどのような協議になっているのか、もし協議をしていれば教えてください。

○商工観光施設課主幹兼施設管理グループ長（松崎義美君）

今委員がおっしゃるとおりですね駐車場については今後の課題でございまして、ただ今臨時駐車場という形ですね、借りながら何とか今はですね、その中で収まっているというふうに指定管理者からは聴いております。ただ今後公園整備という形で進んでいくとですねそこを使えなくなるといふことになれば、もう足りなくなるのかなというふうに考えておりますので、これを合わせて代替地を考えていく必要があるというふうに考えているところです。

○委員（香山二郎君）

指定管理者に関して質問です。当選した管理者と落選した管理者があると思うんですけども、それぞれに対して何かフィードバックというか、そういうことはされているのでしょうか。要するにどこが弱かったから、ちょっと今回は見送らせていただいたというようなことを連絡しているのか、それとも当選落選だけの結果を連絡しているのか。

○商工観光施設課主幹兼施設管理グループ長（松崎義美君）

選定結果については当然各申請者に対して通知をいたしております。ただどこがという形での通知になりますので、中身をもし知りたいということであれば開示請求に対して対応していくことになるのかなと。今のところはきていないので、どういったところが不足していたのかということでも中身を知りたいということになれば、開示請求をしていただいての対応になるのかなというふうに考えている。

○委員（香山二郎君）

質問した意図はですね、先ほど宮内委員が質問された内容とちょっと重複するんですけども、シルバー人材センターのほうが、合計点数は高いけれども一位と評価した委員数が少なかったという理由で落選されているんですけども、こういう結果になってるといふことは、この5人の委員の方は、すごく項目によっては高い点数をつけられているのかな、強いところがあるからこういう結果になってると思うんですけども、逆に弱点があったらそこを教えてあげればシルバー人材センターってほかの公園とかの指定管理者になっていると思いますんで、もっと向上させられるんじゃないかなという意図で質問させていただきました。状況分かりました。

○委員（鈴木てるみ君）

サウナの件なんですけれども、男湯のサウナのほうが何か故障して終了しているようなお話も聴いたんですけども、安全に使っていくということではメンテナンスとか修理とかしっかりしていかないといけないのかなというふうに思いますが、今メディアでもサウナぶろの事故とかがすごくクローズアップされているんですが、そこら辺はしっかりと点検とかされているのでしょうか。

○商工観光施設課主幹兼施設管理グループ長（松崎義美君）

今回サウナの事故についてですね、私もすぐ確認をいたしたところです。それ以前に指定管理者、常に管理を徹底していただいているところでもございましたが、例えばサウナのドアについては押

せばすぐ出る状態になっております。今日ちょっとぬれていましたので中は見れなかったのかもしれませんが、非常ベルのほうも正常に作動してるのを確認できております。

○委員（山口仁美君）

ウェルビーイングセンターのほうの南日本リビング新聞社さん。鹿児島市内もそうですけれども、カルチャースクール等かなりたくさん運営をされているので、以前にウェルビーイングセンターの名称変更等、陳情とかそういったものも受けている中では、もっと講座の内容をブラッシュアップすべきというような事の背景もあって今回、委員の方々の評価も高かったのかなというふうに理解はしているところです。このウェルビーイングセンターの名称変更もそうですけれども、今後南日本リビング新聞社と一緒にこの施設の目的を達成するために担当課のほうで考えておられることが何かあれば教えてください。

○商工観光施設課長（徳田 章君）

ウェルビーイングセンターとなって4月から約9か月、今日午前中見ていただいたとおり、誰でも性別にとらわれずどなたでも利用できるような形で名称変更して、今途中経過ですけれども今までにない新たな団体の利用も増えてきていると。団体者の利用のほうも出てきているところです。我々も指定管理を先ほど経緯を経過お話ししましたけれども、講座を前期後期合わせて10講座しておりますけれども、我々がやっぱり1番大変だったっていうのは講座を開設する上で指導される方、講師の方いうのを非常に我々も苦慮していたところであり、今回、先ほど山口委員からもありましたとおり、自分の会社でもやっていたらしゃるリビング新聞株式会社様のほうが一応決定したということで。今、隣の始良市の働く女性の家でも指定管理の指定を受けて、今、2年目か3年目になるかと思えます。先ほど言ったとおり講座の充実を図っていきたいということの我々はその経緯もありましたので、指定管理者と今後どのような講座をしていくかというのはまた今後詰めていくところありますけれども、講座数も増やしていきたいということで、意気込みありますので、我々も協議をしながら、今公民館である講座とまた差別を図った上で考えていきたいという話もありましたので、我々もそこに、どういった形でできるかといった形でまた調整をさせていただきたいかなと思えます。

○委員（山口仁美君）

もう1点ちょっとしつこいようでありますけれども、指定管理者の方々が今回、新しくウェルビーイングセンターの運営をしてくださるということなんですけれども、先ほど障害者体育館の入り口の問題であったり、ハード面の不具合によってクレームが出るようなことがあっては非常に信頼関係にひびが入るようなことになるのではないかと思いますので、丸投げにならないようにしていただきたいと思うんですけれども。きちんと連携をとっていただきたいと思いますがその辺はいかがでしょうか。

○商工観光施設課長（徳田 章君）

今回指定管理以降、基準価格の中には当然修繕に対する部分が記載されています。30万円以上に

関しては市が行う 30 万円未満については、指定管理者のほうで行うということになっています。当然そこだけじゃなくて、それぞれ、先ほど言った月ごとに月例報告はありますので、そういう形で、指定管理者とも毎月協議をする場がありますので、そういう形の協議の場で、いろいろまた不具合も出てくるでしょうから、私たちのほうもそれを確認しながら、指定管理者と協力しながら運営をしていきたいと思います。

○委員（仮屋国治君）

議案第 108 号神話の里公園、実績内容ともに申し分ない直接指定だというふうに思っておりますけれども、契約を更新するに当たって、今後の運営について協議をなされるようなことがあるのかどうか、されたことがあれば、その内容についてもお知らせ頂きたい。

○商工観光施設課主幹兼施設管理グループ長（松崎義美君）

かねてから、霧島神話の里公園株式会社とは連携をとっているところではございますが、今年はちょっと新燃岳の関係もあったりしてというところもございますけれども、非常に売行きが好調でここ数年きております。去年は運営を開始して 30 周年というようなこともあって、記念事業を開催したりだとかですね、積極的に広報活動、CM等も流れております。レストラン含め主要な施設でありますとリフトであったり、スライダーであったりとかという主要な施設っていうのを引き続き利用促進を図っていきながらというところで、引き続きそういった遊具施設、インバウンドの来園者も含めた形で遊具施設の利用客の増加、レストラン利用、そういったこともですね今後も引き続き指定管理者と連携を図りながらですね、施設の利用促進を図っていききたいというふうに思っております。

○委員（仮屋国治君）

せめて更新年ぐらいはですよ向こう 5 年間の経営計画と運営計画とかそういうものも真摯に話し合ってみてはいかがかなと思うところです。特に今霧島アクセスバスが神宮から神話の里、回遊をしているわけですが、層が違うと思うんですよね神宮と神話の里は、そういう意味ではこの神話の里に神宮にこられる層の何か中核となる施設も今後考えていかれるべきではないかと私は思っておりますので、これは要望として申し上げておきます。

○委員長（藤田直仁君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第 99 号、議案第 108 号及び議案第 109 号の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午後 3 時 5 1 分」

「再 開 午後 3 時 5 4 分」

○委員長（藤田直仁君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に議案第 97 号指定管理者の指定について。隼人駅前公園ほか 34 公園について執行部の説明を求めます。

○建設部長（三島由起博君）

議案第 97 号指定管理者の指定についてご説明いたします。本案は、隼人駅前公園ほか 37 施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、指定管理者となる団体の名称及び指定の期間について、議会の議決を求めるものです。本年 7 月 1 日から 7 月 23 日までの間、指定管理者を公募し、応募のあった 1 団体について、霧島市指定管理候補者選定委員会で審査し、その報告内容を総合的に判断し、「隼人駅前公園ほか 37 施設」については公益社団法人霧島市シルバー人材センターを指定管理者に選定し、令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで 5 年間管理を行わせようとするものです。詳細につきましては、建設施設管理課長がご説明いたします。

○建設施設管理課長（安田善郎君）

議案第 97 号指定管理者の指定について、詳細を説明いたします。現在、公益社団法人霧島市シルバー人材センターを指定管理者としている隼人駅前公園ほか 37 施設について、令和 8 年 3 月 31 日で指定期間が満了することから、今回公募を行ったところ、公益社団法人霧島市シルバー人材センター 1 団体から応募があり、公益社団法人霧島市シルバー人材センターが指定管理候補者として選定されました。これに基づき公益社団法人霧島市シルバー人材センターを、令和 8 年度から 5 年間、指定管理者として指定しようとするものです。なお、2 回の会議にてヒアリングを実施後、当該申請者が応募した施設の候補者選定を実施し選定理由を取りまとめています。以下、お手元に配付している資料に基づき説明いたします。まず、資料 1 募集要項に沿って募集条件等について説明いたします。

○委員長（藤田直仁君）

休憩します。

「休憩 午後 3 時 56 分」

---

「再開 午後 3 時 58 分」

○委員長（藤田直仁君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○建設施設管理課長（安田善郎君）

まず、資料 1 募集要項に沿って募集条件等について説明いたします。4 ページの募集要項の 4 をご覧ください。指定管理者が行う業務等として、（1）公園の維持管理に関する業務（2）公園の利

用の禁止及び制限に関する業務（３）公園の使用料の収受に関する業務（４）前各号に掲げるもののほか市長が公園管理上必要と認める業務（５）稲荷山公園及び鉄道記念公園については、災害発生時もしくは発生する恐れがある場合において、市の要請により最優先的に避難所や災害対応拠点等として使用する際の協力その他、別紙管理業務仕様書に定めるとおりとしています。次に、５ページの募集要項の６の管理に要する経費について、施設の管理に要する経費は雑入及び市から支払う委託料によって賄うこととしており、このうち、指定管理期間中に市が支払う委託料の額は、市が定めた基準価格の範囲内で指定管理者が提案した各年度の指定管理料に、当該年度に適用される消費税及び地方消費税を加えた額とします。なお、市からの委託料については、今回の一般会計補正予算第８号に債務負担行為を計上していますが、その具体額は年度協定により定め、管理経費として支払います。次に８ページ、募集要項の１４の選定方法については、霧島市指定管理候補者選定委員会において、各委員が（２）の審査基準と配点に沿って審査し、申請者のうち第一位とした委員数が最も多いものについて指定管理候補者としてふさわしいか審査しています。なお、審査基準と配点については、募集要項１４の（２）をご覧ください。審査基準と配点の選定項目は、１点目が事業計画書の内容が施設の効用を最大限に発揮させるものであるかで配点３０点、２点目が事業計画書の内容が、管理にかかる経費の縮減が図られるものであるかで配点２０点、３点目が事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しているかで配点３０点、４点目がその他、当該公（おおやけ）の施設の設置目的を達成するために必要と認める事項で配点２０点となっており、選定委員会において、それぞれの審査内容毎に審査、評価を行います。

○委員長（藤田直仁君）

休憩します。

「休憩 午後 ３時５６分」

---

「再開 午後 ３時５８分」

○委員長（藤田直仁君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○建設施設管理課長（安田善郎君）

次に、資料２令和７年度霧島市指定管理候補者選定に係る審査結果について（報告）に沿って、選定委員会における審査経過等について説明いたします。まず、委員構成について報告書２ページをご覧ください。内部委員が新町副市長、内副市長、石神総務部長、藤崎企画部長、三島建設部長、外部委員が常盤信一氏、鶴ヶ野未央氏、藤田満氏、新田弘己氏、田間美佐緒氏の計１０人となっています。次に３ページ目、４審議経過について説明いたします。今回の選定委員会は３回の会議を開催し、指定管理候補者を選定しました。まず、第１回の会議では、事務局から委員会の役割や評点

方法及び各団体から提出された事業計画書等の説明を行い、その後、現地視察を行いました。第2回の会議では、委員から申請者に対し、事業計画書の内容について不明な点や、詳しく聞きたい点などについて、ヒアリングを実施しました。その後、各委員が評点を行い、第3回の会議で委員全員の得点を確認し、指定管理候補者としてふさわしいかを否かを審査し、選定意見を取りまとめています。次に5審査方法について説明いたします。委員会では、施設の募集要項において、あらかじめ定めた審査基準と配点に従って、申請者から提出された事業計画書等の提案書類の審査、申請者へのヒアリングを行いました。

○委員長（藤田直仁君）

休憩します。

「休憩 午後 4時01分」

---

「再開 午後 4時02分」

○委員長（藤田直仁君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○建設施設管理課長（安田善郎君）

次に、審査に当たっては、資料5の指定管理候補者選定審査表を用いて、それぞれの項目についてA～Fの6段階の評価をしています。評価の内訳は、まず標準を、配点の6割を得点とする評価Cとし、提案内容が標準であるCより優れている場合は、満点の評価A又は配点の8割を得点とする評価Bを付け、また、標準であるCより不十分である場合は配点の4割を得点とする評価D、又は配点の2割を得点とする評価Eを付けます。なお、記述がない又は審査項目と関係のない記述の場合は得点をゼロとするFで評価しています。また、こちらの評点結果や、当該申請者を指定管理候補者に選定した理由である選定意見については、資料2の審査結果についての7ページをご覧ください。評点については、1,000点満点中789点という結果になり7割を超える得点を得ています。主な選定意見としては、隼人地区にいる330名のシルバー人材センター会員を軸とし各公園に都市公園サポーターを組織し、定期的にボランティアで清掃作業を実施して美観を保ちながら地域活性化につなげようとする点を評価する。人材の確保や高齢者の雇用や社会参加の充実につなげている点を評価する。公園等の維持・管理（草刈り、施設管理）について十分な実績がある点を評価する。平等な利用を確保するために利用制限対象を要件化し、明確にしている点を評価する。相談・苦情等への対応において、要望事項の記録簿を作成し、三役会での対応協議等やスタッフへの内容の共有だけでなく、アンケート調査によりさらなる業務改善に取り組む姿勢を評価する。自主事業の9割がグラウンドゴルフ利用者につき、各地区対抗グラウンドゴルフ大会を年2回実施し、地域の絆の構築を図っている点を評価するなどといった意見が出されました。以上で説明を終わります。よ

ろしくご審査いただきますようお願いいたします。

○委員長（藤田直仁君）

ただいま説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

○委員（宮内 博君）

38 の公園の管理をするということで、職員が 9 人、そして臨時職員が 11 人、会員が 1,021 人ということで紹介があるわけですがけれども、実際にその公園の担当者数ですね。この 38 公園の担当者数は、実人数、延べ人数でどういうふうになるんですか。

○建設施設管理課主幹兼公園管理グループ長（落水田剛君）

実際にこの隼人地区とその他の地区の 38 公園を管理します人数につきましては、責任者が 1 名、事務処理を行います職員が 1 名、それから作業のほうはシルバーの会員で行いますので、会員のほうが 52 名携わることになります。

○委員（宮内 博君）

会員 52 人のシルバー人材センターの方たちで担うということなんですけれども、公園の数が多いですので、52 人と言っても 38 公園ですから、どれぐらいの頻度で巡回できるというようなことで計画上はなっていて実践上はどうなんですか。

○建設施設管理課主幹兼公園管理グループ長（落水田剛君）

巡回ということで芝刈りということでお話ししてよろしいでしょうか。芝刈りのほうではですね、約 3 週間に 1 1 度の形で一つの公園を回っていくというような形になります。

○委員（宮内 博君）

今芝刈りということで、3 週間に 1 回ですね、回るということですが、芝の管理については本会議でもかなり議論がありましたので、そこは置いてほかのいわゆる施設全体ですねトイレも含めて、様々あるだろうというふうに思いますけれど、その辺りはどういうふうになってますか。

○建設施設管理課主幹兼公園管理グループ長（落水田剛君）

それにつきましては 1 週間に 2 回、担当者のほうが回っていくというような形になっております。

○委員（山口仁美君）

シルバー人材センターの所属されている範囲の方々も 1,000 名以上ということなんですけれども、なかなかその会員を増やすのがちょっと難しくなりつつあるというような話題も出ていましたけれども、今回のこの指定管理に当たってはそのような会員獲得に関することとか、体制を維持するための工夫とかそういった点は協議があったのか教えてください。

○建設施設管理課長（安田善郎君）

今回の申請の中では特にそういうことは出てきませんでした。

○委員（山口仁美君）

住民の方々から例えば芝だけじゃなくて草が伸びているとかいろいろ御要望があつて、シルバーさんをお願いすることもあるんですけれども、やはり夏場がちょっと暑くなっていて夏場の管理を

するに当たっては、なかなかその年齢の高い方も多いですし無理をしないように、朝と夕方だけにしているとかそういうような話もあったんですけども、この点に関してはやっぱり今からも同じような感じで管理していかれるというようなことでよろしいですかね。

○建設施設管理課長（安田善郎君）

今おっしゃいましたように、やはり今年の夏もすごく暑くて、特にシルバーの方々外へ作業をされる方は相当やっぱり難儀をされていると思います。そこにつきましてはまたシルバーのほうもいろいろと熱中症対策とかいろいろ考えて今後もやっていくとのことでした。

○委員長（藤田直仁君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、それでは、議案第 97 条の質疑を終わります。次に議案第 116 号土地の取得について執行部の説明を求めます。

○建設部長（三島由起博君）

議案第 116 号土地の取得について、概要をご説明いたします。（仮称）霧島スマートインターチェンジ事業に伴う付替道路の市道小村新田 1 号線、小村新田 5 号線と同スマートインターチェンジ事業のランプ部及び接続道路となる市道小村新田 4 号線の道路改良の事業用地として必要となる国分広瀬地内の農地を取得するため、議会の議決を求めるものです。詳細については、土木課長がご説明いたします。

○土木課長（笛田純一君）

議案第 116 号 土地の取得について、詳細をご説明いたします。同スマートインターチェンジ事業に伴う付替道路は、社会資本整備総合交付金事業で実施しており、小村新田 4 号線は、個別補助（ICアクセス）事業で実施しています。これらの事業に伴う本市の土地の取得対象地は、97 筆で、取得の相手方が 124 名となります。以上で、議案第 116 号の説明を終わります。よろしくご審査いただきますようお願いいたします。

○委員長（藤田直仁君）

ただいま説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

○副委員長（松下太葵君）

午前中聴いてまだ地権者の方にはその取得の同意は取れてないっていう認識でよかったですかね。

○土木課長（笛田純一君）

取得については、説明会では話はしていますがまだ取得についての話はしていないところです。

○副委員長（松下太葵君）

大体、この広さと金額で割ると坪単価が、1 万 2,000 円ぐらいになると思うんですけどちょっと僕の計算が間違ったらすみません。これ全員同じ単価になるんですかね、教えてください。

○委員長（藤田直仁君）

休憩します。

「休憩 午後 4時16分」

---

「再開 午後 4時19分」

○委員長（藤田直仁君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○土木課長（笹田純一君）

今、委員がおっしゃったように平均的にはそのような金額になりますが、求める土地の形状等がそれぞれ異なりますので、その土地の形状に応じた単価を今後示す方向で用地交渉を進めてまいりたいと思っております。

○委員（宮内 博君）

これから土地の購入に入っていくということに具体的にはなっていくわけですが、実際の完成年度ですね、今示されている、等については、どのような段階まで公表できるんですか。

○土木課長（笹田純一君）

完成年度につきましては、現在、詳細設計を、土地の取得に関しては、もう、今日お示ししました図面の範囲内で進めるんですが、詳細につきましてはまだ設計中という形で終盤になっております。ですのでこれから用地交渉等も進めてまいります。その進捗にもよりますので、現時点ではその完成時期っていうのはお示しできない状況です。

○委員（宮内 博君）

いわゆる目指している方向性というのは明らかになっているんですよ。

○土木課長（笹田純一君）

一応目指しているところにつきましては、私どものほうでは、その部分は定めており、現時点では目標を持って実施しております。

○委員長（藤田直仁君）

しばらく休憩します。

「休憩 午後 4時16分」

---

「再開 午後 4時19分」

○委員長（藤田直仁君）

では休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員（山口仁美君）

土地の取得の相手方が 124 名というふうに、先ほど口述あったかと思うんですけども、この 124 名分の土地で今回必要な分は全て、道路の際といいますか全て取得ができるということでしょうか。

○土木課スマートインター対策室室長（叶 和美君）

今回当議案のほうに上げさせていただいております。124 名は土地によりましては相続関係もございまして、その相続者を全て含めた地権者の数となっております。もちろん事業を進める上では皆様の同意がないと事業が進まないという形で思っております。

○委員長（藤田直仁君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、議案第 116 号の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 4 時 24 分」

---

「再開 午後 4 時 37 分」

○委員長（藤田直仁君）

休憩前に引き続き会議を開きます。それではこれより議案処理を行います。議案処理は議案順に行います。議案第 97 号指定管理者の指定について。隼人駅前公園ほか 37 公園について委員間討議を行います。意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですのでこれで委員間討議を終結し討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第 97 号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって議案第 97 号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に議案第 99 号指定管理者の指定について霧島市浜之市ふれあいセンターについて委員間討議に入ります。意見はありませんか。

○委員（宮内 博君）

浜之市ふれあいセンターについては、旧とみのつゆ跡の古民家を再生したいいわゆる休憩ができる学習室というふうになってますけれども、スペースの利用が非常に少ないというのが一つ、今後の課題だろうというふうに思います。温泉利用客大変多いですけども、そこであのスペースを活用して少しでもゆっくりできる、そういう利用方法というのをもう少し、どういう方法が最良なのか

ということをですね、議論をした上で、また新たな対策を進めていくと。そういうことが必要である一つの課題なのかなというふうに思いますので、ぜひそのところはですね今後に生かしてもらいたいと思ったところでした。

○委員長（藤田直仁君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですのでこれで委員間討議を終結し討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第 99 号について原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって議案第 99 号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に議案第 100 号指定管理者の指定について霧島市溝辺竹子集会センターについて委員間討議に入ります。意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで委員間討議を終結し討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第 100 号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって議案第 100 号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に議案第 101 号指定管理者の指定について横川床波活性化センターについて委員間討議に入ります。御意見ありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですのでこれで委員間討議を終結し討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第 101 号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって議案第 101 号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に議案第 102 号指定管理者の指定について横川志比田活性化センターについて委員間討議に入ります。御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですのでこれで委員間討議を終結し討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第 102 号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって議案第 102 号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に議案第 103 号指定管理者の指定について横川正牟田活性化センターについて委員間討議に入ります。御意見はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですのでこれで委員間討議を終結し討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第 103 号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって議案第 103 号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に議案第 104 号指定管理者の指定について横川上小脇活性化センターについて委員間討議に入ります。御意見ありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですのでこれで委員間討議を終結し討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第 104 号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって議案第 104 号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に議案第 105 号指定管理者の指定について霧島市横川山ヶ野ふれあい交流館について委員間討議に入ります。御意見はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですのでこれで委員間討議を終結し討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第 105 号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって、議案第 105 号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に議案第 108 号指定管理者の指定について霧島市神話の里公園について委員間討議に入ります。御意見はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですのでこれで委員間討議を終結し討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第 108 号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって議案第 108 号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に議案第 109 号指定管理者の指定について霧島市ウェルビーイングセンターほか 1 施設について委員間討議に入ります。意見はありませんか。

○委員（山口仁美君）

委員のほうからも、この障害者福祉体育館について運営を工夫して行って、研修等していただきたいというような声があったり、それから今までにおいても、障害福祉課とそれから所管のほうで研修等は行われていないということで、ここの使いやすさを実現するためには、今後しっかり市のほうも関わりながら、障害者体育館というのは県内に多くある施設でもございませんので、しっかりとした運営をしていただきたいと要望したいと思います。

○委員長（藤田直仁君）

ほかにはありませんか。

○委員（宮内 博君）

このウェルビーイングセンターについては、現地調査をさせていただきました。それで障がい者の体育館に入る、障がい者用のスロープから入るドア、そのものが自動ドアであるべきものが故障したままで改善をされていないと。その状況で指定管理をするということがあるので、一つの問題点としてあるんじゃないかと。執行部のほうでは令和 4 年度でしたかね、から対策を協議しているけれどもということで、恐らく経費面で一つは十分な手が打てないという要因になっているのではないのかなということ推察することができるんですけども。やはりせっかく整備をしている施設でありますので、障がい者の方が自分の力で出たり入ったりすることができるようなですね。そういう対策はやっぱり当然とるべきだというふうに思いますので、ぜひこれは委員長報告の中で付け加える点としてですね出していただければというふうに思います。

○委員長（藤田直仁君）

ほかにはありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですのでこれで委員間討議を終結し討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第 109 号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって議案第 109 号は全会一致で可決原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に議案第 116 号土地の取得について委員間討議に入ります。意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですのでこれで委員間討議を終結し討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第 116 号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第 116 号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に議案第 117 号字の区域の変更について委員間討議に入ります。意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですのでこれで委員間討議を終結し討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第 117 号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって議案第 117 号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に陳情第 11 号重点支援地方交付金を活用した水道料金値上げ計画の中止と料金減免に関する陳情について委員間討議に入ります。御意見ありませんか。

○委員（宮内 博君）

口述の中でですね、執行部の口述の中でいわゆる今回の地方創生臨時交付金を受けてですね、上下水道部として独自に軽減をされるといいますか、負担を軽減するそういうことはできないけれども、いわゆる一般会計から繰入れを行った上でですね、それを軽減する財源に充てるという点については今後議論をしたいというですね。正確にはそういう表現ではないんですけど、そういうふうに解釈できるようなですね表現を使っているわけなんですね。要はいわゆる上下水道部だけでこの問題を議論をするということではなくて、市全体で取組の一つとしていかに市民の負担を軽減していくのかということですね、議論をした上でその一つの選択肢として水道料金の値下げと、あるいは基本料金を徴収しないというですね、そういう手法もとりうる選択肢の一つとして、問題提起が上下水道部のほうからなされているのかなというふうに私自身は受け取ったわけですが、であればですね水道部のみの判断ではなくて、より議論の対象を広げてですね、取り組むべき課題として捉える必要がある、そういう問題提起でもあるのかなと。陳情書そのものがですね、というふう

に受け止めましたので、その辺議員間討議ですから、少し議論をされたらいかがかなというふう  
に思っている問題提起です。

○委員長（藤田直仁君）

今宮内委員からもありましたけれども、ほかに何かありませんか。今の中身についてでも結構で  
すし、それ以外でも構いません。

○委員（山口仁美君）

先ほど説明がちょっと分かりにくいというような陳情者の意見に対して、今後、この計画が進ん  
でから説明をするようなお話もあったんですけども。今の現状、例えば管路更新がなかなかうま  
くいっていないとか、そういうことに対しては値上げをする前から説明をするべきことではないの  
かなと。実際水道ビジョンは公表されているのでそれでということではあるかと思うんですけど  
も、より丁寧な説明が求められるのかなというふうに思います。

○委員（鈴木てるみ君）

陳情者ですねこの物価高騰に対してのこの市民生活を守りたいというですね気持ちはすごく理  
解できるんですけども、しかしながら一方ではですね、やはり水道事業の制度っていうのはやは  
り料金収入で運営するという性質があると。あと交付金のやはり位置付けっていうんですかね、継  
続的にこの交付金が入るわけではないのでそれをやはり財源として水道事業に反映するっていうの  
はちょっと無理があるんじゃないかなというふうに思います。なので先ほども私も質問したんです  
けれども、一般会計からのっていうふうに聴いた意味はですね、これは物価高騰で苦しんでいる人  
たちを救うのは、水道料金を下げるというのではなく、福祉のやはりそういう視点からのやっぱり  
政策が必要なんじゃないかなという思いで質問したんですけども。なので今回のこの陳情という  
ような無理があるんじゃないかなというふうには感じているところです。

○委員（宮内 博君）

ちょっと先ほどの私のほうからですね提案でしたけれど、部長口述ではこうなってますよね。  
本市では当該交付金を活用した実施事業を検討している段階であり、支援の手法の一つとして示さ  
れている水道料金の減免を含め、支援分野や支援の手法について総合的に検討しているところだと。  
こういうふうに部長口述で述べているわけですよ。ですから独立採算制というのがかなり強調され  
る水道事業なんですけれど、国がこの水道料金の負担軽減にもこのいわゆる臨時交付金ですね、こ  
れを活用してもいいんだという提案をしているということは、一般会計からの繰入れ等も可能だど  
うことをメッセージとして示しているというふうに当然理解できる話なわけですよ。霧島市の  
水道事業は大変潤沢なですね、私に言わせれば潤沢な経営をしている事業体ではないのかなと。そ  
ういうふうに思いますので一般会計からの繰入れ等もなくともですね、軽減ができるような環境下  
にあるんじゃないのかなとそういうふうに私は思うんですけども。ただメッセージとして国がそ  
ういうふうに示しているということから考えるとですね、この陳情書、何も今物価高騰で苦しんで  
いる市民の皆さんの救済策の一つとしてですね、活用できる選択肢になりうるのではないのかなと

いう、そういう議論が成り立つというふうに思うんですけどもですね。その辺の認識の共有ができればなと思いますけれど。

○委員（仮屋国治君）

執行部の説明の中で、年間13億の耐震化予算を組んでいかなければいけないという現実を考えたときに、耐震化率がいまだ45%。全国各地で管に関する事故が多発している中で本市の上下水道とも年数を大分たってきておりますので、そういう意味でいくとこの水道の値上げ計画の中止ということはなかなか踏み込めないというふうに私は思います。ただ料金の減免、重点支援交付金を使った料金の減免、これは最後に付け加える点で重点支援交付金の活用について、水道料金の減免も検討をしたらどうかというぐらいの一言付け加えてもいいのではないかとこのように思います。

○委員長（藤田直仁君）

休憩します。

「休憩 午後 4時59分」

---

「再開 午後 4時59分」

○委員長（藤田直仁君）

休憩前に引き続き会議を開きます。5時になりますが審査を続けます。ほかに何かありませんか。

○委員（山口仁美君）

公営企業会計について先ほど宮内委員のほうから潤沢なっているような御意見もありましたけれども、普通の企業会計と少し違うところは黒字に見える部分というのが後年度の管路更新とかそういったところに使われるという性質もちょっとあるので、一般的な普通の利益という見方とは少し違うんじゃないかなと思います。そういったところも含めて議論をすべきだと思います。

○委員長（藤田直仁君）

ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

それでは、ないようですので、委員間討議を終わります。それでは討論に入る前にこの陳情に対する採決を行うのか、それとも継続審査とするかについてお諮りをします。御意見はございませんか。

○委員（仮屋国治君）

賛否を表明するのは簡単なことではありますが、水道ビジョンの研修会も入っておられるのでございますので委員各人が理解を深めてから賛否に臨むということも一つの手段ではないかと思いますが、そうになりましたら継続ということになるかと思いますが固執をいたしません。皆さんの御意見に従います。

○委員長（藤田直仁君）

休憩します。

「休憩 午後 5時02分」

---

「再開 午後 5時06分」

○委員長（藤田直仁君）

休憩前に引き続き会議を開きます。他に御意見はございますか。

〔「なし」と言う声あり〕

それでは、継続することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、継続することに決定しました。本件については次の開会中の委員会で協議することとしてよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う声あり〕

それではそのようにさせていただきます。次に、委員長報告に付け加える点はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので委員長報告については委員長に一任頂けますか。

〔「一任」と言う声あり〕

それではそのようにさせていただきます。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 5時08分」

---

「再開 午後 5時14分」

○委員長（藤田直仁君）

休憩前に引き続き会議を開きます。閉会中の所管事務調査については、まずは霧島市森林整備計画について行いたいと思います。その後、提案がありました県道通行止め解除についての計画等のお話は考えていきたいと思います。それでよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う声あり〕

それではそのようにいたします。次にその他として何かありませんか。休憩します。

「休憩 午後 5時18分」

---

「再開 午後 5時20分」

○委員長（藤田直仁君）

休憩前に引き続き会議を開きます。何かほかにございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、本日の日程は全て終了いたしました。以上で産業建設常任委員会を閉会いたします。

「閉会 午後 5時21分」

以上、本委員会の概要と相違ないと認め、ここに署名する。

霧島市議会産業建設常任委員長

藤田 直仁